



本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、シティユーワ法律事務所(以下「当事務所」)が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

中華人民共和国会社法

1993年12月29日第8期全国人民代表大会常務委員会第5回会議採択 1999年12月25日第9期全国人民代表大会常務委員会第13回会議第1回改正 2004年8月28日第10期全国人民代表大会常務委員会第11回会議第2回改正 2005年10月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第18回会議第1回全面改正 2013年12月28日第12期全国人民代表大会常務委員会第6回会議第3回改正 2018年10月26日第13期全国人民代表大会常務委員会第6回会議第4回改正 2023年12月29日第14期全国人民代表大会常務委員会第7回会議第2回全面改正

目次

- 第1章 総則
- 第2章 会社登記
- 第3章 有限責任会社の設立及び組織機構
 - 第1節 設立
 - 第2節 組織機構
- 第4章 有限責任会社の出資持分の譲渡
- 第5章 株式有限会社の設立及び組織機構
 - 第1節 設立
 - 第2節 株主会
 - 第3節 董事会及び経理
 - 第4節 監事会
 - 第5節 上場会社組織機構の特別規定
- 第6章 株式有限会社の株式の発行及び譲渡
 - 第1節 株式の発行
 - 第2節 株式の譲渡
- 第7章 国家出資会社組織機構の特別規定
- 第8章 会社の董事、監事及び高級管理者の資格及び義務
- 第9章 社債
- 第10章 会社の財務及び会計
- 第11章 会社の合併、分割、増資及び減資
- 第12章 会社の解散及び清算
- 第13章 外国会社の分支機構
- 第 14 章 法律責任
- 第 15 章 附則

第1章 総則



- 第1条 会社の組織及び行為を規範化し、会社、株主、従業員及び債権者の適法な権益を保護し、中国的特色のある現代企業制度を完全化し、企業家精神を発揚させ、社会経済秩序を維持し、かつ、社会主義市場経済の発展を促進するため、憲法に基づき、本法を制定する。
- 第2条 本法において「会社」とは、本法により中華人民共和国国内において設立される有限責任会社及び株式有限会社をいう。
- 第3条 会社は、企業法人であり、独立した法人財産を有し、法人財産権を享有する。会社は、その全財産をもって会社の債務について責任を負う。

会社の適法な権益は、法律による保護を受け、侵害を受けない。

第 4 条 有限責任会社の株主は、自己が引き受けた出資額を限度として会社に対し責任を 負う。株式有限会社の株主は、自己が引き受けた株式を限度として会社に対し責任を負 う。

会社の株主は、資産により収益し、重大政策決定に参加し、及び管理者を選択する等の権利を会社に対し法により享有する。

- 第 5 条 会社を設立する場合には、法により会社定款を制定しなければならない。会社定 款は、会社、株主、董事、監事及び高級管理者に対し拘束力を有する。
- 第6条 会社は、自己の名称を有しなければならない。会社の名称は、国の関係規定に適合 しなければならない。

会社の名称権は、法律による保護を受ける。

第7条 本法により設立される有限責任会社は、会社の名称中に有限責任会社又は有限会社という文字を表示しなければならない。

本法により設立される株式有限会社は、会社の名称中に株式有限会社又は株式会社という文字を表示しなければならない。

- 第8条 会社は、その主たる事務取扱機構の所在地を住所とする。
- 第9条 会社の経営範囲については、会社定款が規定する。会社は、会社定款を変更し、経 営範囲を変更することができる。

会社の経営範囲中、法律又は行政法規の規定により認可を経るべき項目に属するもの については、法により認可を経なければならない。

第10条 会社の法定代表者については、会社定款の規定に従い、会社を代表して会社事務 を執行する董事又は経理が務める。

法定代表者を務める董事又は経理が辞任する場合には、法定代表者を同時に辞するものとみなす。

法定代表者が辞任した場合には、会社は、法定代表者が辞任した日から 30 日内に、新たな法定代表者を確定しなければならない。

第11条 法定代表者が会社の名で従事する民事活動について、その法的結果は、会社が引き受ける。

会社定款又は株主会による法定代表者の職権に対する制限は、善意の相手方に対抗することができない。

法定代表者が職務を執行することにより他人に損害を発生させた場合には、会社が民事責任を負う。会社は、民事責任を負った後、法律又は会社定款の規定により、故意・



過失のある法定代表者に対し求償することができる。

第12条 有限責任会社は、株式有限会社に変更される場合には、本法所定の株式有限会社 の条件に適合しなければならない。株式有限会社は、有限責任会社に変更される場合に は、本法所定の有限責任会社の条件に適合しなければならない。

有限責任会社が株式有限会社に変更される場合又は株式有限会社が有限責任会社に変更される場合には、会社変更前の債権及び債務は、変更後の会社が承継する。

第13条 会社は、子会社を設立することができる。子会社は、法人格を有し、法により独立して民事責任を負う。

会社は、支店を設立することができる。支店は、法人格を有せず、その民事責任は会 社が負う。

第14条 会社は、他の企業に投資することができる。

法律の規定により会社が投資先企業の債務について連帯責任を負う出資者になっては ならない場合には、当該規定に従う。

第15条 会社は、他の企業に投資する場合、又は他人のため担保を提供する場合には、会 社定款の規定に従い、董事会又は株主会が決議する。会社定款に投資又は担保の総額及 び個別の投資又は担保の金額について限度額規定がある場合には、所定の限度額を超え てはならない。

会社は、会社の株主又は実質支配者のため担保を提供する場合には、株主会の決議を 経なければならない。

前項所定の株主又は前項所定の実質支配者の支配を受ける株主は、前項所定の事項の 表決に参加してはならない。当該表決は、会議に出席したその他の株主が保有する表決 権の過半数により採択する。

第16条 会社は、従業員の適法な権益を保護し、法により従業員と労働契約を締結し、社会保険に加入し、労働保護を強化し、安全生産を実現しなければならない。

会社は、多種の形式を採用し、会社従業員の職業教育及び職位研修を強化し、従業員の資質を高めなければならない。

第17条 会社従業員は、「中華人民共和国労働組合法」により労働組合を組織し、労働組合活動を展開し、従業員の適法な権益を維持する。会社は、自社の労働組合のため、必要な活動条件を提供しなければならない。会社の労働組合は、従業員を代表し、従業員の労働報酬、労働時間、休憩休暇、労働安全衛生及び保険福利等の事項について、法により会社と集団契約を締結する。

会社は、憲法及び関係する法律の規定により、従業員代表大会を基本形式とする民主 的管理制度を確立して健全化し、従業員代表大会又はその他の形式を通じて、民主的管 理を実行する。

会社は、制度改革、解散、破産申立て及び経営分野の重大問題を検討・決定し、又は 重要な規則・制度を制定する場合には、会社の労働組合の意見を聴取し、かつ、従業員 代表大会又はその他の形式を通じて従業員の意見及び提案を聴取しなければならない。

- 第 18 条 会社においては、中国共産党規約の規定に基づき、中国共産党の組織を設立し、 党の活動を展開する。会社は、党組織の活動のため、必要な条件を提供しなければなら ない。
- 第19条 会社は、経営活動に従事する場合には、法律法規を遵守し、社会公徳及び商業道



徳を遵守し、誠実に信義を守り、政府及び社会公衆による監督を受けなければならない。

第20条 会社は、経営活動に従事する場合には、会社従業員、消費者等の利害関係者の利益及び生態環境保護等の社会公共利益を十分に考慮し、社会的責任を負わなければならない。

国は、会社が社会公益活動に参加し、CSR 報告書を公表することを奨励する。

第21条 会社の株主は、法律、行政法規及び会社定款を遵守し、法により株主としての権利を行使しなければならず、株主としての権利を濫用して会社又は他の株主の利益を損なってはならない。

会社の株主は、株主としての権利を濫用して会社又は他の株主に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第22条 会社の支配株主、実質支配者、董事、監事及び高級管理者は、関連関係を利用して会社の利益を損なってはならない。

前項の規定に違反して会社に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第23条 会社の株主は、会社法人としての独立した地位及び株主有限責任を濫用して債務 を回避し、会社債権者の利益を著しく損なった場合には、会社の債務について連帯責任 を負わなければならない。

株主がその支配する 2 以上の会社を利用して前項所定の行為を実施した場合には、各会社は、いずれの会社の債務についても連帯責任を負わなければならない。

株主が1名のみである会社の場合、株主は、会社財産が株主の自己財産から独立していることを証明することができないときは、会社の債務について連帯責任を負わなければならない。

- 第24条 会社の株主会、董事会及び監事会による会議の開催及び表決には、電子通信方式 を採用することができる(会社定款に別段の規定がある場合は除く。)。
- 第 25 条 会社の株主会及び董事会の決議内容は、法律又は行政法規に違反する場合には、 無効とする。
- 第26条 会社の株主会及び董事会の会議招集手続若しくは表決方式が法律、行政法規若しくは会社定款に違反し、又は決議内容が会社定款に違反する場合には、株主は、決議がされた日から60日内に、人民法院に取消しを請求することができる。但し、株主会及び董事会の会議招集手続又は表決方式に軽微な瑕疵があるに過ぎず、決議に対して実質的な影響を及ぼさない場合を除く。

株主会会議に参加するよう通知を受けていない株主は、株主会決議がされたことを知り、又は知るべきであった日から 60 日内に、人民法院に取消しを請求することができる。決議がされた日から 1 年内に取消権が行使されなかった場合には、取消権は、消滅する。

- 第 27 条 次の各号に掲げる事由の 1 つがある場合には、会社の株主会及び董事会の決議 は、成立しない。
 - (一) 株主会又は董事会会議が開催されずに決議がされたとき。
 - (二) 株主会又は董事会会議で決議事項について表決が行われていないとき。
 - (三) 会議に出席した人数又は保有する表決権の数が本法又は会社定款所定の人数又は 保有する表決権の数に達していないとき。



- (四) 決議事項に同意した人数又は保有する表決権の数が本法又は会社定款所定の人数 又は保有する表決権の数に達していないとき。
- 第28条 会社の株主会又は董事会の決議が人民法院によって無効を宣告され、取り消され、 又は不成立が確認された場合には、会社は、会社登記機関に対し、当該決議に基づく手 続済みの登記の取消しを申請しなければならない。

株主会又は董事会の決議が人民法院によって無効を宣告され、取り消され、又は不成立が確認された場合には、会社が当該決議に基づいて善意の相手方と形成した民事法律関係は、影響を受けない。

第2章 会社登記

第29条 会社を設立する場合には、法により会社登記機関に設立登記を申請しなければならない。

法律又は行政法規の規定により会社の設立につき報告して認可を経るべき場合には、 会社登記前に法により認可手続をしなければならない。

- 第30条 会社の設立を申請する場合には、設立登記申請書、会社定款等の文書を提出しなければならず、提出する関連資料は真実、適法かつ有効なものでなければならない。
 - 申請資料が揃っておらず、又は法定の形式に適合しない場合には、会社登記機関は、補正を要する資料を一括告知しなければならない。
- 第31条 会社の設立が申請された場合において、本法所定の設立条件に適合するときは、 会社登記機関がそれぞれ有限責任会社又は株式有限会社として登記する。本法所定の設立条件に適合しないときは、有限責任会社又は株式有限会社として登記してはならない。
- 第32条 会社の登記事項には、次の各号に掲げる内容を含める。
 - (一) 名称
 - (二) 住所
 - (三) 登録資本
 - (四) 経営範囲
 - (五) 法定代表者の氏名
 - (六) 有限責任会社の株主又は株式有限会社の発起人の氏名又は名称 会社登記機関は、前項所定の会社登記事項を、国家企業信用情報公示システムを通じ て社会に公示しなければならない。
- 第33条 法により設立される会社については、会社登記機関が会社営業許可証を発給する。 会社営業許可証の発行日は、これを会社の成立日とする。

会社営業許可証には、会社の名称、住所、登録資本、経営範囲、法定代表者の氏名等の事項を記載しなければならない。

会社登記機関は、電子営業許可証を発給することができる。電子営業許可証は、紙の営業許可証と同等の法的効力を有する。

第34条 会社の登記事項に変更が生じた場合には、法により変更登記手続をしなければならない。

会社の登記事項が登記を経ていない場合又は変更登記を経ていない場合には、善意の相手方に対抗することができない。



第35条 会社は、変更登記を申請する場合には、会社の法定代表者が署名した変更登記申請書、法によりなした変更決議又は決定等の文書を会社登記機関に提出しなければならない。

会社の変更登記事項が会社定款の変更に関わる場合には、変更後の会社定款を提出しなければならない。

会社が法定代表者を変更する場合には、変更登記申請書は、変更後の法定代表者が署名する。

- 第36条 会社営業許可証に記載された事項に変更が生じた場合には、会社が変更登記手続をした後に、会社登記機関が営業許可証を書換交付する。
- 第37条 会社は、解散、破産宣告がなされたこと又はその他の法定事由により終了する必要がある場合には、法により会社登記機関に抹消登記を申請し、会社登記機関が会社の終了を公告しなければならない。
- 第38条 会社は、支店を設立する場合には、会社登記機関に登記を申請し、営業許可証を 受領しなければならない。
- 第39条 登録資本を偽って報告し、虚偽の資料を提出し、又はその他の欺罔手段を講じ重要な事実を隠蔽して会社設立登記を取得した場合には、会社登記機関は、法律及び行政 法規の規定により、これを取り消さなければならない。
- 第40条 会社は、次の各号に掲げる事項を、規定に従い国家企業信用情報公示システムを 通じて公示しなければならない。
 - (一) 有限責任会社の株主が引受け及び実際の払込みをした出資額、出資方式及び出資 日並びに株式有限会社の発起人が引き受けた株式の数
 - (二) 有限責任会社の株主及び株式有限会社の発起人の出資持分及び株式の変更情報
 - (三) 行政許可の取得、変更、抹消等の情報
 - (四) 法律又は行政法規所定のその他の情報

会社は、前項の公示情報の真実性、正確性及び完全性を確保しなければならない。

第41条 会社登記機関は、会社登記手続フローを最適化し、会社登記の効率を高め、情報 化建設を強化し、オンライン手続等の円滑迅速な方式を推進し、会社登記の利便化水準 を引き上げなければならない。

国務院の市場監督管理部門は、本法並びに関係する法律及び行政法規の規定に基づき、 会社の登記登録の具体的な弁法を制定する。

- 第3章 有限責任会社の設立及び組織機構
- 第1節 設立
- 第42条 有限責任会社は、1名以上50名以下の株主が出資して設立する。
- 第43条 有限責任会社設立時の株主は、設立合意を締結し、会社の設立過程における各自の権利及び義務を明確にすることができる。
- 第44条 有限責任会社設立時の株主が会社設立のために従事する民事活動について、その 法的結果は、会社が引き受ける。

会社が成立していない場合には、その法的結果は、会社設立時の株主が引き受ける。



設立時の株主は、2名以上である場合には、連帯債権を有し、連帯債務を負う。

設立時の株主が会社設立のために自己の名で民事活動に従事し生じた民事責任については、第三者は、会社か会社設立時の株主かを選択してその負担を請求する権利を有する。

設立時の株主が会社設立の職責を履行することにより他人に損害を発生させた場合には、会社又は故意・過失のない株主は、賠償責任を負った後、故意・過失のある株主に対し求償することができる。

- 第45条 有限責任会社を設立する場合には、株主が共同して会社定款を制定しなければならない。
- 第46条 有限責任会社の定款には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (一) 会社の名称及び住所
 - (二) 会社の経営範囲
 - (三) 会社の登録資本
 - (四) 株主の氏名又は名称
 - (五) 株主の出資額、出資方式及び出資日
 - (六) 会社の機構並びにその成立方法、職権及び議事規則
 - (七) 会社の法定代表者の選出及び変更方法
 - (八) 株主会が規定する必要があると認めるその他の事項 株主は、会社定款に署名又は押印しなければならない。
- 第47条 有限責任会社の登録資本は、会社登記機関において登記した株主全体が引き受けた出資額とする。株主全体が引き受けた出資額は、株主が会社定款の規定に従って会社成立の日から5年内に全額払い込む。

法律、行政法規及び国務院の決定に、有限責任会社の登録資本の実際の払込み、登録 資本の最低限度額及び株主の出資期限について別段の規定がある場合には、当該規定に 従う。

第48条 株主は、貨幣を用いて出資することができ、また現物、知的財産権、土地使用権、 出資持分、債権等の、貨幣を用いた価額評価が可能で、かつ、法により譲渡が可能な非 貨幣財産を用い、価額を決定して出資することもできる。但し、法律又は行政法規の規 定により出資としてはならない財産を除く。

出資とする非貨幣財産については、評価して価額を決定し、財産を確認しなければならず、価額を過大又は過小に評価して決定してはならない。法律又は行政法規に、評価による価額決定について規定がある場合には、当該規定に従う。

第49条 株主は、会社定款所定の各自が引き受けた出資額を期限及び金額どおりに払い込 まなければならない。

株主は、貨幣をもって出資する場合には、有限責任会社が銀行に開設した口座に貨幣 出資を満額で預け入れなければならない。非貨幣財産をもって出資する場合には、法に よりその財産権の移転手続をしなければならない。

株主は、期限及び金額どおりに出資を払い込まない場合には、会社に満額を払い込むべきほか、会社にもたらした損害について賠償責任も負わなければならない。

第50条 有限責任会社設立時に、株主が会社定款の規定どおりに実際に出資を払い込んでいない場合、又は実際に出資した非貨幣財産の実際価額が引き受けた出資額を著しく下



回る場合には、設立時のその他の株主は、出資が不足する範囲内において当該株主と連 帯責任を負う。

第51条 有限責任会社が成立した後に、董事会は、株主の出資状況について検査を行わなければならず、株主が期限及び金額どおりに会社定款所定の出資を払い込んでいないことが分かった場合には、会社が当該株主に対し書面による払込督促書を発行し、出資の払込みを督促しなければならない。

前項所定の義務を遅滞なく履行せず、会社に損害をもたらした場合には、責任を負う 董事は、賠償責任を負わなければならない。

第52条 株主が会社定款所定の出資日どおりに出資を払い込まない場合において、会社が 前条第1項の規定により書面による払込督促書を発行して出資の払込みを督促するとき は、出資の払込みの猶予期間を記載することができる。猶予期間は、会社が払込督促書 を発行した日から60日を下回ってはならない。猶予期間が満了してもなお株主が出資 義務を履行しない場合には、会社は、董事会の決議を経て当該株主に失権通知を発行す ることができ、通知は書面により発行しなければならない。通知が発行された日から、 当該株主は、その出資未払込分の出資持分を喪失する。

前項の規定により喪失された出資持分は法により譲渡されなければならず、又は登録 資本を相応に減少させて当該出資持分を消却しなければならない。6 か月内に譲渡又は 消却されない場合には、会社の他の株主がその出資比率に応じて、相応の出資を不足な く払い込む。

株主は、失権について異議がある場合には、失権通知を受領した日から 30 日内に、人民法院に訴えを提起しなければならない。

第53条 会社が成立した後に、株主は、出資を引き出してはならない。

前項の規定に違反した場合には、株主は、引き出した出資を返還しなければならない。 会社に損害をもたらした場合には、責任を負う董事、監事及び高級管理者は、当該株主 と連帯賠償責任を負わなければならない。

- 第54条 会社が期限の到来した債務を弁済することができない場合には、会社又は既に期限が到来した債権の債権者は、既に出資を引き受けたが出資期限が到来していない株主に対し、出資を繰り上げて払い込むよう要求する権利を有する。
- 第55条 有限責任会社は、成立した後に、株主に出資証明書を発行し、次の各号に掲げる 事項を記載しなければならない。
 - (一) 会社の名称
 - (二) 会社の成立日
 - (三) 会社の登録資本
 - (四) 株主の氏名又は名称並びに引受け及び実際の払込みをした出資額、出資方式及び 出資日
 - (五) 出資証明書の編成番号及び発行日

出資証明書には、法定代表者が署名し、かつ、会社が押印する。

- 第56条 有限責任会社は、株主名簿を備え置き、次の各号に掲げる事項を記載しなければ ならない。
 - (一) 株主の氏名又は名称及び住所
 - (二) 株主が引受け及び実際の払込みをした出資額、出資方式及び出資日



- (三) 出資証明書の編成番号
- (四) 株主資格の取得及び喪失日

株主名簿に記載された株主は、株主名簿により株主としての権利の行使を主張することができる。

第57条 株主は、会社定款、株主名簿、株主会会議記録、董事会会議決議、監事会会議決議及び財務会計報告を閲覧及び複製する権利を有する。

株主は、会社の会計帳簿及び会計証憑の閲覧を要求することができる。株主は、会社の会計帳簿又は会計証憑の閲覧を要求する場合には、会社に書面による請求を提出し、目的を説明しなければならない。会社は、株主による会計帳簿又は会計証憑の閲覧に正当でない目的があり、会社の適法な利益を損なうおそれがあると認める合理的な根拠を有する場合には、閲覧のための提供を拒絶することができ、かつ、株主が書面による請求を提出した日から 15 日内に書面により株主に回答して理由を説明しなければならない。会社が閲覧のための提供を拒絶した場合には、株主は、人民法院に訴えを提起することができる。

株主は、前項所定の資料の閲覧について、会計士事務所、法律事務所等の仲介機構に 委託して行うことができる。

株主及びその委託先である会計士事務所、法律事務所等の仲介機構は、関係資料を閲覧又は複製する場合には、国家秘密、商業秘密、個人のプライバシー、個人情報等の保護に関係する法律及び行政法規の規定を遵守しなければならない。

株主が会社の完全子会社の関連資料の閲覧又は複製を要求する場合には、前四項の規定を適用する。

第2節 組織機構

- 第58条 有限責任会社の株主会は、株主全体で構成する。株主会は、会社の権力機構であり、本法により職権を行使する。
- 第59条 株主会は、次の各号に掲げる職権を行使する。
 - (一) 董事及び監事を選挙し、及び交代させ、董事及び監事の報酬に係る事項を決定する こと。
 - (二) 董事会の報告を審議して承認すること。
 - (三) 監事会の報告を審議して承認すること。
 - (四) 会社の利益分配案及び欠損補填案を審議して承認すること。
 - (五) 会社の登録資本の増加又は減少について決議をすること。
 - (六) 社債の発行について決議をすること。
 - (七) 会社の合併、分割、解散若しくは清算又は会社形態の変更について決議をすること。
 - (八) 会社定款を変更すること。
 - (九) 会社定款所定のその他の職権

株主会は、董事会に授権し、社債の発行について決議をさせることができる。

本条第1項所定の事項について、株主は、書面により一致して同意する旨を表示した場合には、株主会会議を開催することなく直接に決定をし、かつ、株主全体が決定文書に署名又は押印することができる。



- 第60条 株主が1名のみである有限責任会社は、株主会を置かない。株主は、前条第1項 所定の事項の決定をする場合には、書面による形式を採用し、かつ、株主が署名又は押 印した後に会社に備え置かなければならない。
- 第61条 初回の株主会会議については、出資が最も多い株主が招集及び主宰し、本法の規 定により職権を行使する。
- 第62条 株主会会議は、定期会議及び臨時会議に分かれる。

定期会議は、会社定款の規定に従い期日どおりに開催しなければならない。10分の1以上の表決権を代表する株主、3分の1以上の董事又は監事会が臨時会議の開催を提議した場合には、臨時会議を開催しなければならない。

第63条 株主会会議については、董事会が招集し、董事長が主宰する。董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、副董事長が主宰する。副董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、過半数の董事が共同で1名の董事を推挙して主宰させる。

董事会が株主会会議招集の職責を履行することができず、又は履行しない場合には、 監事会が招集及び主宰する。監事会が招集及び主宰しない場合には、10分の1以上の表 決権を代表する株主が自ら招集及び主宰することができる。

第64条 株主会会議を開催する場合には、会議開催の15日前までに株主全体に通知しなければならない。但し、会社定款に別段の規定があり、又は株主全体に別段の約定がある場合を除く。

株主会は、審議した事項の決定について会議記録を作成しなければならない。会議に 出席した株主は、会議記録に署名又は押印しなければならない。

- 第65条 株主会会議においては、株主が出資比率に従い表決権を行使する。但し、会社定 款に別段の規定がある場合を除く。
- 第66条 株主会の議事方式及び表決手続については、本法に規定があるものを除き、会社 定款が規定する。

株主会は、決議をする場合には、過半数の表決権を代表する株主の採択を経なければならない。

株主会は、会社定款の変更及び登録資本の増加又は減少の決議並びに会社の合併、分割若しくは解散又は会社形態の変更の決議をする場合には、3分の2以上の表決権を代表する株主の採択を経なければならない。

- 第67条 有限責任会社は、董事会を置く(本法第75条に別段の規定がある場合は除く。)。 董事会は、次の各号に掲げる職権を行使する。
 - (一) 株主会会議を招集し、かつ、株主会に業務を報告すること。
 - (二) 株主会の決議を執行すること。
 - (三) 会社の経営計画及び投資案を決定すること。
 - (四) 会社の利益分配案及び欠損補填案を作成すること。
 - (五) 会社の登録資本の増加又は減少及び社債発行の案を作成すること。
 - (六) 会社の合併、分割若しくは解散又は会社形態の変更の案を作成すること。
 - (七) 会社の内部管理機構の設置を決定すること。
 - (八) 会社の経理の選任又は解任及びその報酬に係る事項を決定し、かつ、経理の指名に 基づき会社の副経理及び財務責任者の選任又は解任及びその報酬に係る事項を決



定すること。

- (九) 会社の基本的管理制度を制定すること。
- (十) 会社定款が定め、又は株主会が授与するその他の職権

会社定款による董事会の職権に対する制限は、善意の相手方に対抗することができない。

第68条 有限責任会社の董事会の成員は3名以上とし、その成員中に、会社従業員の代表を有することができる。従業員数が300名以上の有限責任会社については、法により監事会を置き、かつ、会社従業員の代表を有する場合を除き、その董事会の成員中に、会社従業員の代表を有しなければならない。董事会中の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的に選挙して選出する。

董事会は、董事長1名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長及び副 董事長の選出方法は、会社定款が規定する。

- 第69条 有限責任会社は、会社定款の規定に従い、董事で構成する監査委員会を董事会中 に設置して本法所定の監事会の職権を行使させ、監事会又は監事を置かないことができ る。会社董事会の成員中の従業員代表は、監査委員会の成員となることができる。
- 第70条 董事の任期は、会社定款が規定する。但し、1期あたりの任期は、3年を超えてはならない。董事の任期が満了した場合において、再選されたときは、再任することができる。

董事の任期が満了したのに遅滞なく改選せず、又は董事が任期内に辞任して董事会の成員が法定人数を下回った場合には、改選して選出された董事が就任する前において、原董事は、なお法律、行政法規及び会社定款の規定により董事としての職務を履行しなければならない。

董事は、辞任する場合には、書面により会社に通知しなければならず、会社が通知を 受領した日に辞任は効力が生ずる。但し、前項所定の状況が存在する場合には、董事は、 職務の履行を継続しなければならない。

第71条 株主会は、董事の解任を決議することができ、決議がされた日に解任は効力が生ずる。

正当な理由なく、任期満了前に董事を解任した場合には、当該董事は、賠償をするよう会社に要求することができる。

- 第72条 董事会会議は、董事長が招集及び主宰する。董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、副董事長が招集及び主宰する。副董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、過半数の董事が共同で1名の董事を推挙して招集及び主宰させる。
- 第73条 董事会の議事方式及び表決手続については、本法に規定があるものを除き、会社 定款が規定する。

董事会会議は、過半数の董事の出席がある場合に限り、開催することができる。董事会は、決議をする場合には、董事全体の過半数による採択を経なければならない。

董事会決議の表決については、一人一票でなければならない。

董事会は、審議した事項の決定について会議記録を作成しなければならない。会議に 出席した董事は、会議記録に署名しなければならない。

第 74 条 有限責任会社は、経理を置き、董事会が選任又は解任を決定することができる。



経理は、董事会に対し責任を負い、会社定款の規定又は董事会の授権に基づき職権を 行使する。経理は、董事会会議に列席する。

- 第75条 規模が比較的小さく、又は株主の人数が比較的少ない有限責任会社は、董事会を 置かず、1名の董事を置き、本法所定の董事会の職権を行使させることができる。当該董 事は、会社の経理を兼任することができる。
- 第76条 有限責任会社は、監事会を置く(本法第69条又は第83条に別段の規定がある場合は除く。)。

監事会の成員は、3名以上とする。監事会の成員には、株主代表及び適当な比率の会社 従業員の代表を含まなければならない。そのうち従業員代表の比率は、3分の1を下回 ってはならず、具体的な比率は会社定款が規定する。監事会中の従業員代表は、会社従 業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的に選挙して選出す る。

監事会は、主席1名を置き、監事全体の過半数が選挙により選出する。監事会主席は、 監事会会議を招集及び主宰する。監事会主席が職務を履行することができず、又は職務 を履行しない場合には、過半数の監事が共同で1名の監事を推挙して監事会会議を招集 及び主宰させる。

董事及び高級管理者は、監事を兼任してはならない。

第77条 監事の任期は、1期につき3年とする。監事の任期が満了した場合において、再 選されたときは、再任することができる。

監事の任期が満了したのに遅滞なく改選せず、又は監事が任期内に辞任して監事会の成員が法定人数を下回った場合には、改選して選出された監事が就任する前において、 原監事は、なお法律、行政法規及び会社定款の規定により監事としての職務を履行しなければならない。

- 第78条 監事会は、次の各号に掲げる職権を行使する。
 - (一) 会社の財務を検査すること。
 - (二) 董事及び高級管理者が職務を執行する行為について監督を行い、法律、行政法規、 会社定款又は株主会決議に違反する董事及び高級管理者について解任の提案を行 うこと。
 - (三) 董事又は高級管理者の行為が会社の利益を損なう場合に、是正をするよう董事又 は高級管理者に要求すること。
 - (四) 臨時株主会会議の開催を提議し、董事会が本法所定の株主会会議の招集及び主宰 の職責を履行しない場合には、株主会会議を招集及び主宰すること。
 - (五) 株主会会議に提案を行うこと。
 - (六) 本法第 189 条の規定により、董事又は高級管理者に訴えを提起すること。
 - (七) 会社定款所定のその他の職権
- 第79条 監事は、董事会会議に列席し、かつ、董事会決議事項について質問又は提案を行 うことができる。

監事会は、会社の経営状況が異常であることが分かった場合には、調査を行うことができる。必要な場合には、会計士事務所等を招聘してその業務に協力させることができ、 費用は、会社が負担する。

第 80 条 監事会は、職務執行の報告を提出するよう董事及び高級管理者に要求することが



できる。

董事及び高級管理者は、監事会に対し、関係する状況及び資料をありのままに提供しなければならず、監事会又は監事による職権の行使を妨害してはならない。

第81条 監事会は、毎年度に少なくとも1回の会議を開催する。監事は、臨時監事会会議の開催を提議することができる。

監事会の議事方式及び表決手続については、本法に規定があるものを除き、会社定款が規定する。

監事会の決議については、監事全体の過半数による採択を経なければならない。

監事会決議の表決については、一人一票でなければならない。

監事会は、審議した事項の決定について会議記録を作成しなければならない。会議に 出席した監事は、会議記録に署名しなければならない。

- 第82条 監事会が職権を行使するのに必要な費用は、会社が負担する。
- 第83条 規模が比較的小さく、又は株主の人数が比較的少ない有限責任会社は、監事会を 置かず、1名の監事を置き、本法所定の監事会の職権を行使させることができる。株主全 員一致の同意を経た場合には、監事を置かないこともできる。
- 第4章 有限責任会社の出資持分の譲渡
- 第84条 有限責任会社の株主間においては、その出資持分の全部又は一部を相互に譲渡することができる。

株主は、株主以外の者に出資持分を譲渡する場合には、出資持分譲渡の数量、価額、 支払方式及び期限等の事項を書面によりその他の株主に通知しなければならず、その他 の株主は、同等の条件下において、優先購入権を有する。株主が書面による通知を受領 した日から 30 日内に回答しない場合には、優先購入権を放棄したものとみなす。2 名以 上の株主が優先購入権を行使する場合には、協議して各自の購入比率を確定する。協議 が不調である場合には、譲渡時の各自の出資比率に従い優先購入権を行使する。

会社定款に出資持分の譲渡について別段の規定がある場合には、当該規定に従う。

- 第85条 人民法院は、法律所定の強制執行手続により株主の出資持分を譲渡する場合には、 会社及び株主全体に通知しなければならず、その他の株主は、同等の条件下において、 優先購入権を有する。その他の株主が人民法院の通知の日から 20 日が経過したのに優 先購入権を行使しない場合には、優先購入権を放棄したものとみなす。
- 第86条 株主は、出資持分を譲渡する場合には、書面により会社に通知し、株主名簿の変更を請求しなければならない。変更登記手続をする必要がある場合には、更に、会社登記機関に対して変更登記手続をするよう会社に請求しなければならない。会社が拒絶し、又は合理的期間内に回答をしない場合には、譲渡人及び譲受人は、法により人民法院に訴えを提起することができる。

出資持分が譲渡された場合には、譲受人は、株主名簿に記載された時から会社に対し 株主としての権利の行使を主張することができる。

第87条 本法により出資持分を譲渡した後において、会社は、遅滞なく原株主の出資証明書を抹消し、新たな株主に出資証明書を発行し、かつ、会社定款及び株主名簿中における、株主及びその出資額に関する記載を相応に変更しなければならない。会社定款の当



該変更については、再度株主会が表決する必要がない。

第88条 既に出資を引き受けたが出資期限が到来していない出資持分を株主が譲渡した場合には、譲受人が当該出資の払込義務を負う。譲受人が期限及び金額どおりに出資を払い込まない場合には、譲渡人は、譲受人が期限どおりに払い込まない出資について補充責任を負う。

会社定款所定の出資日どおりに出資を払い込まず、又は出資とした非貨幣財産の実際価額が引き受けた出資額を著しく下回る株主が出資持分を譲渡した場合には、譲渡人と譲受人は、出資が不足する範囲内において連帯責任を負う。上述の事由が存在することを譲受人が知らず、かつ、知るべきでもなかった場合には、譲渡人が責任を負う。

- 第89条 次の各号に掲げる事由の1つがある場合には、株主会の当該決議について反対票を投じた株主は、合理的な価額に従いその出資持分を買い取るよう会社に請求することができる。
 - (一) 会社が連続して 5 年にわたり株主に利益を分配していないのに、会社が当該 5 年間に連続して利益を取得し、かつ、本法所定の利益分配条件に適合しているとき。
 - (二) 会社が合併若しくは分割し、又は主たる財産を譲渡するとき。
 - (三) 会社定款所定の営業期間が満了し、又は定款所定のその他の解散事由が出現した 場合において、株主会が定款変更の決議を採択し会社を存続させるとき。

株主会決議がされた日から 60 日内に、株主と会社とが出資持分買取合意を達成することができない場合には、株主は、株主会決議がされた日から 90 日内に人民法院に訴えを提起することができる。

会社の支配株主が株主としての権利を濫用し、会社又はその他の株主の利益を著しく 損なった場合には、その他の株主は、合理的な価額に従いその出資持分を買い取るよう 会社に請求する権利を有する。

会社が本条第1項又は第3項所定の事由により買い取った自社の出資持分については、 6か月内に法により譲渡又は消却しなければならない。

第90条 自然人株主が死亡した後において、その適法な相続人は、株主としての資格を相続することができる。但し、会社定款に別段の規定がある場合を除く。

第5章 株式有限会社の設立及び組織機構

第1節 設立

第91条 株式有限会社を設立する場合には、発起設立又は募集設立の方式を採用することができる。

「発起設立」とは、会社設立時に発行されるべき株式の全部を発起人が引き受けて会 社を設立することをいう。

「募集設立」とは、会社設立時に発行されるべき株式の一部を発起人が引き受け、その余の株式については特定の対象に対して募集し、又は社会に対し公開募集して会社を設立することをいう。

第92条 株式有限会社を設立する場合には、発起人が1名以上200名以下いなければならない。そのうちには、中華人民共和国国内に住所を有する発起人が半数以上いなければ



ならない。

第93条 株式有限会社の発起人は、会社の設立準備事務を引き受ける。

発起人は、発起人合意を締結し、会社の設立過程における各自の権利及び義務を明確 にしなければならない。

- 第94条 株式有限会社を設立する場合には、発起人が共同して会社定款を作成しなければ ならない。
- 第95条 株式有限会社の定款には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (一) 会社の名称及び住所
 - (二) 会社の経営範囲
 - (三) 会社の設立方式
 - (四) 会社の登録資本、発行済みの株式数及び設立時に発行する株式数並びに額面株式 の1株当り金額
 - (五) 種類株式を発行する場合には、それぞれの種類株式の株式数並びにその権利及び 義務
 - (六) 発起人の氏名又は名称並びに引き受ける株式数及び出資方式
 - (七) 董事会の構成、職権及び議事規則
 - (八) 会社の法定代表者の選出及び変更方法
 - (九) 監事会の構成、職権及び議事規則
 - (十) 会社の利益分配方法
 - (十一) 会社の解散事由及び清算方法
 - (十二) 会社の通知及び公告の方法
 - (十三) 株主会が規定する必要があると認めるその他の事項
- 第96条 株式有限会社の登録資本は、会社登記機関において登記した発行済株式の株式資本総額とする。発起人が引き受けた株式の全額払込みの前においては、他人に対して株式を募集してはならない。

法律、行政法規及び国務院の決定に、株式有限会社の登録資本の最低限度額について 別段の規定がある場合には、当該規定に従う。

第97条 発起設立方式をもって株式有限会社を設立する場合には、発起人は、会社定款所 定の、会社設立時に発行されるべき株式の全部を引き受けなければならない。

募集設立方式をもって株式有限会社を設立する場合には、発起人が引き受ける株式は、会社定款所定の、会社設立時に発行されるべき株式総数の 100 分の 35 を下回ってはならない。但し、法律又は行政法規に別段の規定がある場合には、当該規定に従う。

第98条 発起人は、会社の成立前に、自己が引き受けた株式に応じて株金を全額払い込まなければならない。

発起人の出資には、有限責任会社の株主の出資に関する本法第 48 条及び第 49 条第 2 項の規定を適用する。

- 第99条 発起人が自己の引き受けた株式どおりに株金を払い込まず、又は出資とした非貨幣財産の実際価額が引き受けた株式を著しく下回る場合には、その他の発起人は、出資が不足する範囲内において当該発起人と連帯責任を負う。
- 第 100 条 発起人は、社会に対して株式を公開募集する場合には、株式募集説明書を公告 し、かつ、株式引受書を作成しなければならない。株式引受書には、本法第 154 条第 2



項及び第3項所定の事項を記載し、引き受ける株式数、金額及び住所を株式引受人が記入し、かつ、署名又は押印しなければならない。株式引受人は、引き受ける株式に応じて株金を満額で払い込まなければならない。

- 第 101 条 社会に対して公開募集した株式の株金の全額が払い込まれた後には、法により 設立された出資検査機構による出資検査及び証明の発行を経なければならない。
- 第102条 株式有限会社は、株主名簿を作成し、かつ、会社に備え置かなければならない。 株主名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (一) 株主の氏名又は名称及び住所
 - (二) 各株主が引き受けた株式の種類及び株式数
 - (三) 紙面形式の株券を発行した場合には、株券の編成番号
 - (四) 各株主が株式を取得した日
- 第 103 条 株式有限会社の募集設立の発起人は、会社設立時に発行されるべき株式の株金の全額が払い込まれた日から 30 日内に、会社の成立総会を開催しなければならない。発起人は、成立総会開催の 15 日前までに会議の期日を各株式引受人に通知し、又は公告をしなければならない。成立総会は、表決権の過半数を保有する株式引受人の出席がある場合に限り、開催することができる。

発起設立方式をもって設立した株式有限会社の成立総会の開催及び表決手続は、会社 定款又は発起人合意が規定する。

- 第104条 会社の成立総会は、次の各号に掲げる職権を行使する。
 - (一) 会社の設立準備状況に関する発起人の報告を審議すること。
 - (二) 会社定款を採択すること。
 - (三) 董事及び監事を選挙すること。
 - (四) 会社の設立費用について審査を行うこと。
 - (五) 発起人の非貨幣財産出資の評価額について審査を行うこと。
 - (六) 不可抗力が発生し、又は経営条件に重大な変化が発生して会社の設立に直接に影響を及ぼす場合には、会社を設立しない旨の決議をすることができる。

成立総会は、前項所定の事項について決議をする場合には、会議に出席した株式引受人が保有する表決権の過半数による採択を経なければならない。

第 105 条 会社設立時に発行されるべき株式の募集が充足されない場合、又は発行株式の 株金の全額が払い込まれた後において、発起人が 30 日内に成立総会を開催しない場合 には、株式引受人は、払い込んだ株金に銀行の同一期間の預金利息を加算して、発起人 に返還を要求することができる。

発起人及び株式引受人は、株金を払い込み、又は非貨幣財産出資を交付した後においては、期限どおりに株式の募集が充足されず、発起人が期限どおりに成立総会を開催せず、又は成立総会が会社を設立しない旨を決議した場合を除き、その株式資本を引き出してはならない。

- 第 106 条 董事会は、代表に授権して、会社の成立総会終了後 30 日内に、会社登記機関に 設立登記を申請させなければならない。
- 第 107 条 本法第 44 条、第 49 条第 3 項、第 51 条、第 52 条及び第 53 条の規定は、株式 有限会社に適用する。
- 第 108 条 有限責任会社が株式有限会社に変更される場合には、換算される払込済株式資



本総額は、会社の純資産額を上回ってはならない。有限責任会社が株式有限会社に変更される場合において、登録資本を増加するため株式を公開発行するときは、法により取り扱わなければならない。

- 第109条 株式有限会社は、会社定款、株主名簿、株主会会議記録、董事会会議記録、監事会会議記録、財務会計報告及び債券保有者名簿を自社に備え置かなければならない。
- 第 110 条 株主は、会社定款、株主名簿、株主会会議記録、董事会会議決議、監事会会議決議及び財務会計報告を閲覧及び複製し、会社の経営について提案又は質問を行う権利を有する。

連続して180日以上単独又は合計で会社の100分の3以上の株式を保有する株主が会社の会計帳簿又は会計証憑の閲覧を要求する場合には、本法第57条第2項、第3項及び第4項の規定を適用する。会社定款に、持株比率について、より低い規定がある場合には、当該規定に従う。

株主が会社の完全子会社の関連資料の閲覧又は複製を要求する場合には、前二項の規定を適用する。

上場会社の株主は、関連資料を閲覧又は複製する場合には、「中華人民共和国証券法」 等の法律及び行政法規の規定を遵守しなければならない。

第2節 株主会

- 第111条 株式有限会社の株主会は、株主全体で構成する。株主会は、会社の権力機構であり、本法により職権を行使する。
- 第 112 条 有限責任会社の株主会の職権に関する本法第 59 条第 1 項及び第 2 項の規定は、 株式有限会社の株主会に適用する。

株主が1名のみである有限責任会社の株主会不設置に関する本法第60条の規定は、 株主が1名のみである株式有限会社に適用する。

- 第 113 条 株主会については、年度会議を毎年 1 回開催しなければならない。次の各号に 掲げる事由の 1 つがある場合には、2 か月内に臨時株主会会議を開催しなければならな い。
 - (一) 董事の人数が本法所定の人数又は会社定款所定の人数の3分の2に満たないとき。
 - (二) 会社が補填していない欠損が株式資本総額の3分の1に到達したとき。
 - (三) 単独又は合計で会社の100分の10以上の株式を保有する株主が請求したとき。
 - (四) 董事会が必要であると認めたとき。
 - (五) 監事会が開催を提議したとき。
 - (六) 会社定款所定のその他の事由
- 第 114 条 株主会会議については、董事会が招集し、董事長が主宰する。董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、副董事長が主宰する。副董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、過半数の董事が共同で1名の董事を推挙して主宰させる。

董事会が株主会会議招集の職責を履行することができず、又は履行しない場合には、 監事会は、遅滞なく招集及び主宰しなければならない。監事会が招集及び主宰しない場合には、連続して90日以上単独又は合計で会社の100分の10以上の株式を保有する株



主が自ら招集及び主宰することができる。

単独又は合計で会社の 100 分の 10 以上の株式を保有する株主が臨時株主会会議の開催を請求した場合には、董事会及び監事会は、請求を受領した日から 10 日内に、臨時株主会会議を開催するか否かの決定をし、かつ、書面により株主に回答しなければならない。

第 115 条 株主会会議を開催する場合には、会議開催の時間及び場所並びに審議する事項を会議開催の 20 日前までに各株主に通知しなければならない。臨時株主会会議については、会議開催の 15 日前までに各株主に通知しなければならない。

単独又は合計で会社の100分の1以上の株式を保有する株主は、株主会会議開催の10日前までに臨時提案を行い、かつ、書面により董事会に提出することができる。臨時提案には、明確な議題及び具体的な決議事項がなければならない。董事会は、提案を受けた後2日内にその他の株主に通知し、かつ、当該臨時提案を株主会に提出して審議させなければならない。但し、臨時提案が法律、行政法規若しくは会社定款の規定に違反する場合又は株主会の職権範囲に属さない場合を除く。会社は、臨時提案を行う株主の持株比率を引き上げてはならない。

株式を公開発行する会社は、公告の方式をもって、前二項所定の通知をしなければならない。

株主会は、通知に掲げられていない事項について決議をしてはならない。

第 116 条 株主は、株主会会議に出席する場合には、保有する株式 1 株につき 1 個の表決権を有する(種類株式の株主は除く。)。会社が保有する自社の株式には、表決権がない。株主会は、決議をする場合には、会議に出席した株主が保有する表決権の過半数による採択を経なければならない。

株主会は、会社定款の変更及び登録資本の増加又は減少の決議並びに会社の合併、分割若しくは解散又は会社形態の変更の決議をする場合には、会議に出席した株主が保有する表決権の3分の2以上による採択を経なければならない。

第 117 条 株主会は、董事又は監事を選挙する場合には、会社定款の規定又は株主会の決議に従い、累積投票制を実行することができる。

本法において「累積投票制」とは、株主会が董事又は監事を選挙する際に、株式 1 株 につき選出されるべき董事又は監事の人数と同一の表決権を有し、株主が有する表決権 について、集中させ使用できることをいう。

- 第 118 条 株主は、代理人に株主会会議への出席を委託する場合には、代理人が代理する 事項、権限及び期限を明確にしなければならない。代理人は、会社に株主授権委託書を 提出し、かつ、授権範囲内において表決権を行使しなければならない。
- 第 119 条 株主会は、審議した事項の決定について会議記録を作成しなければならない。 主宰者及び会議に出席した董事は、会議記録に署名しなければならない。会議記録は、 出席株主の署名簿及び代理出席の委託書とともに保存しなければならない。

第3節 董事会及び経理

第120条 株式有限会社は、董事会を置く(本法第128条に別段の規定がある場合は除く。)。 本法第67条、第68条第1項、第70条及び第71条の規定は、株式有限会社に適用す



る。

第 121 条 株式有限会社は、会社定款の規定に従い、董事で構成する監査委員会を董事会中に設置して本法所定の監事会の職権を行使させ、監事会又は監事を置かないことができる。

監査委員会の成員は3名以上とし、過半数の成員は、会社において、董事以外のその他の職務に就いてはならず、かつ、その独立した客観的な判断に影響を及ぼすおそれがあるいかなる関係も、会社との間に存在してはならない。会社董事会の成員中の従業員代表は、監査委員会の成員となることができる。

監査委員会は、決議をする場合には、監査委員会成員の過半数による採択を経なければならない。

監査委員会決議の表決については、一人一票でなければならない。

監査委員会の議事方式及び表決手続については、本法に規定があるものを除き、会社 定款が規定する。

会社は、会社定款の規定に従い、董事会中にその他の委員会を設置することができる。 第122条 董事会は、董事長1名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長 及び副董事長は、董事会が董事全体の過半数により選挙して選出する。

董事長は、董事会会議を招集及び主宰し、董事会決議の実施状況を検査する。副董事長は、董事長の業務に協力し、董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、副董事長が職務を履行する。副董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、過半数の董事が共同で1名の董事を推挙して職務を履行させる。

第123条 董事会は、毎年度に少なくとも2回の会議を開催する。各回の会議については、 会議開催の10日前までに董事及び監事の全体に通知しなければならない。

10分の1以上の表決権を代表する株主、3分の1以上の董事又は監事会は、臨時董事会会議の開催を提議することができる。董事長は、提議を受けた後10日内に董事会会議を招集及び主宰しなければならない。

董事会は、臨時会議を開催する場合には、董事会招集の通知方式及び通知期限を別途 規定することができる。

第124条 董事会会議は、過半数の董事の出席がある場合に限り、開催することができる。 董事会は、決議をする場合には、董事全体の過半数による採択を経なければならない。 董事会決議の表決については、一人一票でなければならない。

董事会は、審議した事項の決定について会議記録を作成しなければならない。会議に 出席した董事は、会議記録に署名しなければならない。

第 125 条 董事会会議については、董事本人が出席しなければならない。董事は、事情により出席することができない場合には、書面によりその他の董事に委託して代理出席させることができる。委託書には、授権範囲を記載しなければならない。

董事は、董事会の決議について責任を負わなければならない。董事会の決議が法律、 行政法規又は会社定款若しくは株主会決議に違反し、会社に重大な損害をもたらした場合には、決議に参加した董事は、会社に対し賠償責任を負う。表決の際に異議を表明し、 かつ、これが会議記録に記載されていることについて証明を経た場合には、当該董事は、 責任を免れることができる。



第126条 株式有限会社は、経理を置き、董事会が選任又は解任を決定する。

経理は、董事会に対して責任を負い、会社定款の規定又は董事会の授権に基づいて職権を行使する。経理は、董事会会議に列席する。

- 第127条 会社の董事会は、董事会成員が経理を兼任する旨を決定することができる。
- 第 128 条 規模が比較的小さく、又は株主の人数が比較的少ない株式有限会社は、董事会 を置かず、1名の董事を置き、本法所定の董事会の職権を行使させることができる。当該 董事は、会社の経理を兼任することができる。
- 第 129 条 会社は、董事、監事及び高級管理者が会社から報酬を取得する状況を株主に定期に開示しなければならない。

第4節 監事会

第130条 株式有限会社は、監事会を置く(本法第121条第1項又は第133条に別段の規定がある場合は除く。)。

監事会の成員は、3名以上とする。監事会の成員には、株主代表及び適当な比率の会社 従業員の代表を含まなければならない。そのうち従業員代表の比率は、3分の1を下回 ってはならず、具体的な比率は会社定款が規定する。監事会中の従業員代表は、会社従 業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的に選挙して選出す る。

監事会は、主席1名を置くものとし、副主席を置くことができる。監事会の主席及び 副主席は、監事全体の過半数により選挙して選出する。監事会主席は、監事会会議を招 集及び主宰する。監事会主席が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場 合には、監事会副主席が監事会会議を招集及び主宰する。監事会副主席が職務を履行す ることができず、又は職務を履行しない場合には、過半数の監事が共同で1名の監事を 推挙して監事会会議を招集及び主宰させる。

董事及び高級管理者は、監事を兼任してはならない。

有限責任会社の監事の任期に関する本法第77条の規定は、株式有限会社の監事に適用する。

- 第131条 本法第78条ないし第80条の規定は、株式有限会社の監事会に適用する。 監事会が職権を行使するのに必要な費用は、会社が負担する。
- 第132条 監事会は、6か月に少なくとも1回会議を開催する。監事は、臨時監事会会議の 開催を提議することができる。

監事会の議事方式及び表決手続については、本法に規定があるものを除き、会社定款 が規定する。

監事会の決議については、監事全体の過半数による採択を経なければならない。

監事会決議の表決については、一人一票でなければならない。

監事会は、審議した事項の決定について会議記録を作成しなければならない。会議に 出席した監事は、会議記録に署名しなければならない。

第 133 条 規模が比較的小さく、又は株主の人数が比較的少ない株式有限会社は、監事会を置かず、1 名の監事を置き、本法所定の監事会の職権を行使させることができる。



- 第5節 上場会社組織機構の特別規定
- 第 134 条 本法において「上場会社」とは、その株券が証券取引所において上場取引されている株式有限会社をいう。
- 第 135 条 上場会社が 1 年内において重大な資産を購入若しくは売却し、又は他人に担保を提供する金額が会社の資産総額の 100 分の 30 を超える場合には、株主会が決議をし、かつ、会議に出席した株主が保有する表決権の 3 分の 2 以上による採択を経なければならない。
- 第 136 条 上場会社は、独立董事を置く。具体的な管理弁法は、国務院の証券監督管理機構が規定する。

上場会社の会社定款には、本法第95条所定の事項を記載するほか、法律及び行政法規の規定により、董事会専門委員会の構成及び職権並びに董事、監事及び高級管理者の報酬査定の仕組み等の事項も記載しなければならない。

- 第 137 条 上場会社が董事会中に監査委員会を設置した場合には、董事会は、次の各号に 掲げる事項について決議をする前に、監査委員会の成員全体の過半数による採択を経な ければならない。
 - (一) 会社の会計監査業務を引き受ける会計士事務所の選任又は解任
 - (二) 財務責任者の選任又は解任
 - (三) 財務会計報告の開示
 - (四) 国務院の証券監督管理機構が定めるその他の事項
- 第 138 条 上場会社は、董事会秘書を置き、会社の株主会及び董事会会議の準備、文書保管並びに会社の株主資料の管理に責任を負わせ、情報開示事務等の事項を取り扱わせる。
- 第 139 条 上場会社の董事が董事会会議の決議事項に関係する企業又は個人と関連関係を有する場合には、当該董事は、遅滞なく董事会に書面により報告しなければならない。 関連関係を有する董事は、当該決議について表決権を行使してはならず、またその他の董事を代理して表決権を行使してもならない。当該董事会会議については、過半数の関連関係がない董事が出席すれば、開催することができる。董事会会議がする決議については、関連関係がない董事の過半数による採択を経なければならない。董事会会議に出席した関連関係がない董事の人数が3名に満たない場合には、当該事項を上場会社の株主会に提出して審議させなければならない。
- 第 140 条 上場会社は、株主及び実質支配者の情報を法により開示しなければならず、関連情報は、真実、正確かつ完全でなければならない。

法律及び行政法規の規定に違反して上場会社の株券を代理保有することは、禁止する。 第141条 上場会社持分支配子会社は、当該上場会社の株式を取得してはならない。

上場会社持分支配子会社は、会社の合併、質権の行使等の原因により上場会社の株式を保有した場合には、保有する株式に相応の表決権を行使してはならず、かつ、関連する上場会社の株式を遅滞なく処分しなければならない。

- 第6章 株式有限会社の株式の発行及び譲渡
- 第1節 株式の発行



第142条 会社の資本は、株式に区分される。会社の全株式は、会社定款の規定に基づき、 額面株式又は無額面株式のどちらかを選択して採用する。額面株式を採用する場合には、 1株あたりの金額は等しいものとする。

会社は、会社定款の規定に基づき、発行済みの額面株式を全て無額面株式に転換し、 又は無額面株式を全て額面株式に転換することができる。

無額面株式を採用する場合には、株式を発行して取得した株金の2分の1以上を登録 資本に計上しなければならない

第143条 株式の発行については、公平かつ公正の原則を実行する。同一種類の各株式は、 同等の権利を有しなければならない。

同時に発行される同一種類の株式については、各株式の発行条件及び価額が同一でなければならない。株式引受人が引き受ける株式については、1 株あたりについて同一の価額が支払われなければならない。

- 第 144 条 会社は、会社定款の規定に従い、次の各号に掲げる、普通株式と権利が異なる 種類株式を発行することができる。
 - (一) 利益又は残余財産が優先又は劣後して分配される株式
 - (二) 1株あたりの表決権数が普通株式を上回り、又は下回る株式
 - (三) 譲渡する場合には会社の同意を経なければならない等、譲渡が制限を受ける株式
 - (四) 国務院が定めるその他の種類株式

株式を公開発行する会社は、前項第二号及び第三号所定の種類株式を発行してはならない(公開発行前に発行済みであったものは除く。)。

会社が本条第1項第二号所定の種類株式を発行した場合、監事又は監査委員会成員の 選挙及び交代については、種類株式と普通株式の1株あたりの表決権数は、同一とする。

- 第 145 条 種類株式を発行する会社は、次の各号に掲げる事項を会社定款に記載しなければならない。
 - (一) 種類株式の利益又は残余財産の分配の順位
 - (二) 種類株式の表決権数
 - (三) 種類株式の譲渡制限
 - (四) 中小株主の権益を保護する措置
 - (五) 株主会が規定する必要があると認めるその他の事項
- 第 146 条 種類株式を発行する会社は、本法第 116 条第 3 項所定の事項等があり、種類株式の株主としての権利に影響を及ぼすおそれがある場合には、第 116 条第 3 項の規定により株主会決議を経なければならないほか、種類株式株主会議に出席した株主が保有する表決権の 3 分の 2 以上による採択も経なければならない。

会社定款は、種類株式株主会議の決議を経る必要があるその他の事項について、規定をすることができる。

第 147 条 会社の株式については、株券の形式を採用する。株券は、株主が保有する株式 を証明する、会社発行の証憑である。

会社が発行する株券は、記名株券としなければならない。

第 148 条 額面株式の株券の発行価額については、券面額に従うことができ、また券面額 を超えることもできる。但し、券面額を下回ってはならない。



第 149 条 株券については、紙面形式又は国務院の証券監督管理機構所定のその他の形式 を採用する。

株券に、紙面形式を採用する場合には、次の各号に掲げる主要な事項を記載しなければならない。

- (一) 会社の名称
- (二) 会社の成立日又は株券の発行年月日
- (三) 株券の種類、券面額及び代表する株式数。無額面株式を発行する場合には、株券が 代表する株式数

株券に、紙面形式を採用する場合には、株券の編成番号も記載して、法定代表者が署名し、会社が押印しなければならない。

発起人の株券に、紙面形式を採用する場合には、発起人株券という文字を表示しなければならない。

- 第 150 条 株式有限会社が成立した後においては、直ちに株主に株券を正式に交付する。 会社が成立する前においては、株主に株券を交付してはならない。
- 第 151 条 会社が新株を発行する場合には、株主会は、次の各号に掲げる事項について決議をしなければならない。
 - (一) 新株の種類及び額
 - (二) 新株発行価額
 - (三) 新株発行の開始日及び終了日
 - (四) 既存の株主に発行する新株の種類及び額
 - (五) 無額面株式を発行する場合には、新株発行により取得した株金で登録資本に計上 する金額

会社は、新株を発行する場合には、会社の経営状況及び財務状況に基づき、その価額決定案を確定することができる。

第 152 条 会社定款又は株主会は、董事会に授権して、発行済株式の 100 分の 50 を超えない株式の発行を 3 年内に決定させることができる。但し、非貨幣財産の評価額をもって出資する場合には、株主会決議を経なければならない。

董事会が前項の規定により株式の発行を決定し、会社登録資本又は発行済株式数に変化が生ずることになった場合には、会社定款の当該記載事項の変更については、再度株主会が表決する必要がない。

- 第 153 条 会社定款又は株主会が董事会に授権して新株の発行を決定させる場合には、董事会決議は、董事全体の 3 分の 2 以上による採択を経なければならない。
- 第 154 条 会社は、社会に対して株式を公開募集する場合には、国務院の証券監督管理機構への登録を経て、株式募集説明書を公告しなければならない。

株式募集説明書には、会社定款を添附し、かつ、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (一) 発行する株式総数
- (二) 額面株式の券面額及び発行価額又は無額面株式の発行価額
- (三) 募集資金の用途
- (四) 株式引受人の権利及び義務
- (五) 株式の種類並びにその権利及び義務



- (六) 当該回の株式募集の開始日及び終了日並びに期間を経過しても募集が充足されない場合において、株式引受人が引き受けた株式を撤回することができる旨の説明会社設立時に株式を発行する場合には、発起人が引き受ける株式数も記載しなければならない。
- 第 155 条 会社が社会に対して株式を公開募集する場合には、法により設立された証券会 社が販売を引き受け、販売引受合意を締結しなければならない。
- 第 156 条 会社は、社会に対して株式を公開募集する場合には、銀行と株金代理収受合意 を締結しなければならない。

株金を代理収受する銀行は、合意に従い株金を代理収受及び保存し、株金を払い込んだ株式引受人に金員収受証を発行しなければならず、かつ、関係部門に金員収受証明を発行する義務を負う。

会社は、株式を発行して株金全額の募集を完了した後に、公告をしなければならない。

第2節 株式の譲渡

- 第 157 条 株式有限会社の株主が保有する株式は、他の株主に譲渡することができ、また 株主以外の者に譲渡することもできる。株式譲渡について会社定款に制限がある場合に は、その譲渡は、会社定款の規定に従い行う。
- 第 158 条 株主は、その株式を譲渡する場合には、法により設立される証券取引場所において行い、又は国務院所定のその他の方式に従い行わなければならない。
- 第 159 条 株券の譲渡については、株主が裏書方式又は法律若しくは行政法規所定のその 他の方式をもって行う。譲渡した後には、会社が譲受人の氏名又は名称及び住所を株主 名簿に記載する。

株主会会議開催前 20 日内又は会社が配当の分配を決定する基準日前 5 日内においては、株主名簿を変更してはならない。法律、行政法規又は国務院の証券監督管理機構に、 上場会社の株主名簿変更について別段の規定がある場合には、当該規定に従う。

第 160 条 会社が株式を公開発行する前に発行済みであった株式については、会社の株券が証券取引所において上場取引された日から1年内において譲渡してはならない。法律、行政法規又は国務院の証券監督管理機構に、上場会社の株主又は実質支配者がその保有する自社の株式を譲渡することについて別段の規定がある場合には、当該規定に従う。

会社の董事、監事及び高級管理者は、保有する自社の株式及びその変動状況を会社に申告しなければならない。就任時に確定している在職期間において1年あたりに譲渡する株式は、その者が保有する自社株式の総数の100分の25を超えてはならず、保有する自社の株式は、会社の株券が上場取引された日から1年内において譲渡してはならない。上記の者は、離職した後半年内において、その保有する自社の株式を譲渡してはならない。会社定款は、会社の董事、監事及び高級管理者がその保有する自社の株式を譲渡することについて、その他の制限的規定をすることができる。

法律又は行政法規所定の譲渡制限期間内に、株式に質権が設定された場合には、質権 者は、譲渡制限期間内に質権を行使してはならない。

第 161 条 次の各号に掲げる事由の 1 つがある場合には、株主会の当該決議について反対 票を投じた株主は、合理的な価額に従いその株式を買い取るよう会社に請求することが



できる (株式を公開発行した会社は除く。)。

- (一) 会社が連続して 5 年にわたり株主に利益を分配していないのに、会社が当該 5 年間に連続して利益を取得し、かつ、本法所定の利益分配条件に適合しているとき。
- (二) 会社が主たる財産を譲渡するとき。
- (三) 会社定款所定の営業期間が満了し、又は定款所定のその他の解散事由が出現した 場合において、株主会が定款変更の決議を採択し会社を存続させるとき。

株主会決議がされた日から 60 日内に、株主と会社とが株式買取合意を達成することができない場合には、株主は、株主会決議がされた日から 90 日内に人民法院に訴えを提起することができる。

会社が本条第1項所定の事由により買い取った自社の株式については、6か月内に法により譲渡又は消却しなければならない。

- 第162条 会社は、自社の株式を買い取ってはならない。但し、次の各号に掲げる事由の1 つがある場合を除く。
 - (一) 会社の登録資本を減少させるとき。
 - (二) 自社の株式を保有するその他の会社と合併するとき。
 - (三) 株式を従業員持株制度又はストックインセンティブに用いるとき。
 - (四) 株主が、株主会がなした会社の合併又は分割の決議に異議を有するため、会社にその株式の買取りを要求したとき。
 - (五) 会社が発行する、株式への転換が可能な社債の転換に株式を用いるとき。
 - (六) 上場会社が会社の価値及び株主の権益を維持するために必要であるとき。

会社は、前項第一号又は第二号所定の事由により自社の株式を買い取る場合には、株主会の決議を経なければならない。会社は、前項第三号、第五号又は第六号所定の事由により自社の株式を買い取る場合には、会社定款又は株主会の授権に従い、3分の2以上の董事が出席する董事会会議の決議を経ることができる。

会社は、本条第1項の規定により自社の株式を買い取った後において、第一号の事由に属するときは、買い取った日から10日内に消却しなければならない。第二号又は第四号の事由に属するときは、6か月内に譲渡又は消却しなければならない。第三号、第五号又は第六号の事由に属するときは、会社が合計で保有する自社の株式数は、自社の発行済株式総数の100分の10を超えてはならず、かつ、3年内に譲渡又は消却しなければならない。

上場会社は、自社の株式を買い取る場合には、「中華人民共和国証券法」の規定により情報開示義務を履行しなければならない。上場会社は、本条第1項第三号、第五号又は第六号所定の事由により自社の株式を買い取る場合には、公開された集中取引方式を通じて行わなければならない。

会社は、自社の株式を質権の目的物として受け入れてはならない。

第 163 条 会社は、他人が自社又はその親会社の株式を取得するために贈与、貸付、担保 及びその他の財務援助を提供してはならない(会社が従業員持株制度を実施する場合は 除く。)。

会社の利益のために、株主会の決議を経た場合又は董事会が会社定款若しくは株主会の授権に従い決議をした場合には、会社は、他人が自社又はその親会社の株式を取得するために財務援助を提供することができる。但し、財務援助の累計総額は、発行済株式



資本総額の 100 分の 10 を超えてはならない。董事会が決議をする場合には、董事全体の 3 分の 2 以上による採択を経なければならない。

前二項の規定に違反して会社に損害をもたらした場合には、責任を負う董事、監事及 び高級管理者は、賠償責任を負わなければならない。

- 第164条 株券が窃取され、遺失し、又は滅失した場合には、株主は、「中華人民共和国民 事訴訟法」所定の公示催告手続により、当該株券の失効を宣告するよう人民法院に請求 することができる。人民法院が当該株券の失効を宣告した後に、株主は、会社に株券の 再発行を申請することができる。
- 第 165 条 上場会社の株券については、関係する法律、行政法規及び証券取引所の取引規 則により上場して取引する。
- 第 166 条 上場会社は、法律及び行政法規の規定により、関連情報を開示しなければならない。
- 第 167 条 自然人株主が死亡した後において、その適法な相続人は、株主としての資格を相続することができる。但し、株式譲渡が制限を受ける株式有限会社の定款に別段の規定がある場合を除く。
- 第7章 国家出資会社組織機構の特別規定
- 第 168 条 国家出資会社の組織機構には、本章の規定を適用する。本章に規定がない場合 には、本法のその他の規定を適用する。

本法において「国家出資会社」とは、国が出資する国有独資会社及び国有資本持分支配会社をいい、国が出資する有限責任会社及び株式有限会社が含まれる。

第 169 条 国家出資会社については、国務院又は地方人民政府がそれぞれ国を代表して出 資者としての職責を法により履行し、出資者の権益を享有する。国務院又は地方人民政 府は、国有資産監督管理機構又はその他の部門若しくは機構に授権して、当該級の人民 政府を代表し国家出資会社に対して出資者としての職責を履行させることができる。

当該級の人民政府を代表し出資者としての職責を履行する機構及び部門は、以下、出資者職責を履行する機構と総称する。

- 第 170 条 国家出資会社中の中国共産党の組織は、中国共産党規約の規定に従って指導的 役割を果たし、会社の重大な経営管理事項を検討・討論し、会社の組織機構が法により 職権を行使するのを支持する。
- 第 171 条 国有独資会社の定款は、出資者職責を履行する機構が制定する。
- 第 172 条 国有独資会社は、株主会を置かず、出資者職責を履行する機構が株主会の職権を行使する。出資者職責を履行する機構は、会社董事会に授権して株主会の職権の一部を行使させることができる。但し、会社定款の制定及び変更、会社の合併、分割、解散、破産申立て、登録資本の増加又は減少並びに利益分配については、出資者職責を履行する機構が決定しなければならない。
- 第173条 国有独資会社の董事会は、本法の規定により職権を行使する。

国有独資会社の董事会の成員においては、過半数を外部董事としなければならず、かつ、会社従業員の代表を有しなければならない。

董事会の成員は、出資者職責を履行する機構が任命派遣する。但し、董事会の成員中



の従業員代表は、会社従業員代表大会が選挙して選出する。

董事会は、董事長1名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長及び副 董事長は、出資者職責を履行する機構が董事会の成員の中から指定する。

- 第174条 国有独資会社の経理は、董事会が選任又は解任する。
 - 出資者職責を履行する機構の同意を経て、董事会の成員は、経理を兼任することができる。
- 第 175 条 国有独資会社の董事及び高級管理者は、出資者職責を履行する機構の同意を経ずに、その他の有限責任会社、株式有限会社又はその他の経済組織において兼職してはならない。
- 第 176 条 国有独資会社は、董事で構成する監査委員会を董事会中に設置して本法所定の 監事会の職権を行使させる場合には、監事会又は監事を置かない。
- 第 177 条 国家出資会社は、内部監督管理及びリスク制御制度を法により確立して健全化 し、内部のコンプライアンス管理を強化しなければならない。
- 第8章 会社の董事、監事及び高級管理者の資格及び義務
- 第 178 条 次の各号に掲げる事由の 1 つがある者は、会社の董事、監事又は高級管理者を 務めてはならない。
 - (一) 民事行為能力がなく、又は民事行為能力が制限されるとき。
 - (二) 横領、賄賂、財産の侵奪、財産の流用若しくは社会主義市場経済秩序の破壊により 刑罰に処する旨の判決を受け、又は犯罪により政治的権利を剥奪され、執行期間満 了後 5 年が経過していないとき。執行猶予を宣告された場合には、執行猶予考査 期間が満了した日から 2 年が経過していないとき。
 - (三) 破産により清算した会社又は企業の董事、工場長又は経理を務め、当該会社又は企業の破産について個人責任を負う場合において、当該会社又は企業の破産による清算が完了した日から3年が経過していないとき。
 - (四) 法律違反により営業許可証を取り消され、又は閉鎖を命ぜられた会社又は企業の 法定代表者を務め、かつ、個人責任を負う場合において、当該会社又は企業が営業 許可証を取り消され、又は閉鎖を命ぜられた日から3年が経過していないとき。
 - (五) 個人が比較的多額の債務を負っており、その期限が到来したのに弁済しないこと から、人民法院によって信用失墜被執行人に組み入れられているとき。

前項の規定に違反して董事若しくは監事を選挙若しくは任命派遣し、又は高級管理者 を選任した場合には、当該選挙、任命派遣又は選任は、無効とする。

董事、監事又は高級管理者に在職期間において本条第1項所定の事由が出現した場合には、会社は、その職務を解除しなければならない。

- 第 179 条 董事、監事及び高級管理者は、法律、行政法規及び会社定款を遵守しなければならない。
- 第 180 条 董事、監事及び高級管理者は、会社に対し忠実義務を負うものとし、措置を講じて自身の利益と会社の利益との相反を回避しなければならず、職権を利用して不当な利益を図ってはならない。

董事、監事及び高級管理者は、会社に対し勤勉義務を負うものとし、職務執行にあた



っては、会社の最大の利益のために、管理者として通常有すべき合理的な注意を尽くさなければならない。

会社の支配株主又は実質支配者が会社の董事は務めていないものの会社事務を実際に 執行する場合には、前二項の規定を適用する。

- 第181条 董事、監事及び高級管理者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (一) 会社の財産を侵奪し、又は会社の資金を流用する行為
 - (二) その個人の名で、又は他の個人の名で口座を開設し、会社の資金を預け入れる行為
 - (三) 職権を利用して賄賂を贈り、又はその他の不法な収入を収受する行為
 - (四) 他人と会社との取引に係るコミッションを受け取って自己の所有に帰属させる行為
 - (五) 会社の秘密を無断で開示する行為
 - (六) 会社に対する忠実義務に違反するその他の行為
- 第 182 条 董事、監事及び高級管理者は、直接又は間接に、自社と契約を締結し、又は取引を行う場合には、契約の締結又は取引の実施と関係のある事項について、董事会又は株主会に報告し、かつ、会社定款の規定に従い、董事会又は株主会の決議採択を経なければならない。

董事、監事又は高級管理者の近親者、董事、監事、高級管理者又はその近親者が直接 又は間接に支配する企業、及び董事、監事又は高級管理者とその他の関連関係を有する 関連者が会社と契約を締結し、又は取引を行う場合には、前項の規定を適用する。

- 第 183 条 董事、監事及び高級管理者は、職務上の便宜を利用して自己又は他人のために、 会社に属する商業的機会の奪取を謀ってはならない。但し、次の各号に掲げる事由の 1 つがある場合を除く。
 - (一) 董事会又は株主会に報告し、かつ、会社定款の規定に従い、董事会又は株主会の決議採択を経ているとき。
 - (二) 法律、行政法規又は会社定款の規定に基づき、会社が当該商業的機会を利用することはできないとき。
- 第 184 条 董事、監事及び高級管理者は、董事会又は株主会に報告して会社定款の規定に 従い董事会又は株主会の決議採択を経ていない場合には、その在職する会社と同類の業 務を自ら経営し、又は他人のため経営してはならない。
- 第 185 条 董事会が本法第 182 条ないし第 184 条所定の事項について決議する際に、関連 董事は表決に参加してはならず、その表決権は表決権総数に算入しない。董事会会議に 出席した関連関係がない董事の人数が 3 名に満たない場合には、当該事項を株主会に提 出して審議させなければならない。
- 第 186 条 董事、監事又は高級管理者が本法第 181 条ないし第 184 条の規定に違反して取得した収入は、会社の所有に帰属しなければならない。
- 第 187 条 株主会が会議への列席を董事、監事又は高級管理者に要求した場合には、董事、 監事又は高級管理者は、列席し、かつ、株主の質問を受けなければならない。
- 第 188 条 董事、監事又は高級管理者は、職務執行にあたり法律、行政法規又は会社定款の規定に違反して会社に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。
- 第 189 条 董事又は高級管理者に前条所定の事由がある場合には、有限責任会社の株主、 及び連続して 180 日以上単独又は合計で会社の 100 分の 1 以上の株式を保有する株式有



限会社の株主は、監事会に対し、人民法院に訴えを提起するよう書面により請求することができる。監事に前条所定の事由がある場合には、前記株主は、董事会に対し、人民 法院に訴えを提起するよう書面により請求することができる。

監事会若しくは董事会が前項所定の株主の書面による請求を受領した後に訴えの提起を拒絶した場合、若しくは請求を受領した日から30日内に訴えを提起しない場合、又は 状況が緊急であり、直ちに訴えを提起しなければ会社の利益が補填し難い損害を受けう る場合には、前項所定の株主は、会社の利益のため、自己の名で人民法院に訴えを直接 提起する権利を有する。

他人が会社の適法な権益を侵害して会社に損害をもたらした場合には、本条第1項所 定の株主は、前二項の規定により人民法院に訴えを提起することができる。

会社の完全子会社の董事、監事若しくは高級管理者に前条所定の事由がある場合、又は他人が会社の完全子会社の適法な権益を侵害して損害をもたらした場合には、有限責任会社の株主、及び連続して180日以上単独又は合計で会社の100分の1以上の株式を保有する株式有限会社の株主は、前三項の規定により、完全子会社の監事会若しくは董事会に対し人民法院に訴えを提起するよう書面により請求すること、又は自己の名で人民法院に訴えを直接提起することができる。

- 第 190 条 董事又は高級管理者が法律、行政法規又は会社定款の規定に違反して株主の利益を損なった場合には、株主は、人民法院に訴えを提起することができる。
- 第 191 条 董事又は高級管理者が職務執行にあたり他人に損害をもたらした場合には、会社は、賠償責任を負わなければならない。董事又は高級管理者も、故意又は重大な過失があった場合には、賠償責任を負わなければならない。
- 第 192 条 会社の支配株主及び実質支配者は、董事又は高級管理者に指示して、会社又は 株主の利益を損なう行為に従事させた場合には、当該董事又は高級管理者と連帯責任を 負う。
- 第 193 条 会社は、董事の在職期間において、董事が会社職務の執行に起因して負う賠償 責任のために、責任保険を付保することができる。

会社が董事のために責任保険を付保し、又は保険契約を更新した後に、董事会は、責任保険の付保金額、引受範囲及び保険料率等の内容を株主会に報告しなければならない。

第9章 社債

第194条 本法において「社債」とは、会社が発行し、期日どおりに元利を償還する旨を約 定する有価証券をいう。

社債は、公開発行することができ、また非公開発行することもできる。

社債の発行及び取引については、「中華人民共和国証券法」等の法律及び行政法規の規定に適合しなければならない。

第 195 条 社債を公開発行する場合には、国務院の証券監督管理機構への登録を経て、社 債募集方法を公告しなければならない。

社債募集方法には、次の各号に掲げる主要な事項を記載しなければならない。

- (一) 会社の名称
- (二) 社債により募集する資金の用途

会社法 (全人代常委会)

- (三) 社債総額及び社債の券面額
- (四) 社債利率の確定方式
- (五) 元利償還の期限及び方式
- (六) 社債の担保状況
- (七) 社債の発行価額並びに発行の開始日及び終了日
- (八) 会社の純資産額
- (九) 発行済みで期限がまだ到来していない社債の総額
- (十) 社債の販売引受機構
- 第 196 条 会社は、紙面形式をもって社債を発行する場合には、社債上に会社の名称、社 債の券面額、利率及び償還期限等の事項を記載し、かつ、法定代表者が署名し、会社が 押印しなければならない。
- 第197条 社債は、記名債券としなければならない。
- 第 198 条 会社は、社債を発行する場合には、社債保有者名簿を備え置かなければならない

社債を発行する場合には、社債保有者名簿に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (一) 社債保有者の氏名又は名称及び住所
- (二) 社債保有者が社債を取得した日及び社債の編成番号
- (三) 社債総額、社債の券面額、利率並びに元利償還の期限及び方式
- (四) 社債の発行日
- 第 199 条 社債の登記決済機構は、社債の登記、預入れ・管理、利息の支払い及び換金等の 関連制度を確立しなければならない。
- 第200条 社債は、譲渡することができる。譲渡価額は、譲渡人と譲受人とが約定する。 社債の譲渡は、法律及び行政法規の規定に適合しなければならない。
- 第 201 条 社債は、社債保有者が裏書方式又は法律若しくは行政法規所定のその他の方式をもって譲渡する。譲渡した後には、会社が譲受人の氏名又は名称及び住所を社債保有者名簿に記載する。
- 第 202 条 株式有限会社は、株主会の決議を経た場合又は会社定款若しくは株主会の授権 を経て董事会が決議した場合には、株式への転換が可能な社債を発行し、かつ、具体的 な転換方法を規定することができる。上場会社は、株式への転換が可能な社債を発行す る場合には、国務院の証券監督管理機構への登録を経なければならない。

株式への転換が可能な社債を発行する場合には、社債上に転換社債という文字を表示 し、かつ、社債保有者名簿に転換社債の額を記載しなければならない。

- 第203条 株式への転換が可能な社債を発行した場合には、会社は、その転換方法に従い、 社債保有者に対し株式への転換をしなければならない。但し、社債保有者は、株式に転 換するかしないかについて選択権を有する(法律又は行政法規に別段の規定がある場合 は除く。)。
- 第 204 条 社債を公開発行する場合には、同期における社債保有者のために社債保有者会議を設立し、かつ、社債募集方法中で、社債保有者会議の招集手続、会議規則及びその他の重要事項について規定をしなければならない。社債保有者会議は、社債保有者と利害関係のある事項について、決議をすることができる。



社債募集方法に別段の約定がある場合を除き、社債保有者会議の決議は、同期における社債保有者全体に対して効力を生ずる。

- 第 205 条 社債を公開発行する場合には、発行者は、社債保有者のために社債受託管理人 を招聘しなければならず、当該管理人が社債保有者のために、弁済受領、債権保全、社 債に関連する訴訟及び債務者破産手続への参加等の事項を処理する。
- 第 206 条 社債受託管理人は、勤勉に責務を尽くし、受託管理の職責を公正に履行しなければならず、社債保有者の利益を損なってはならない。

受託管理人と社債保有者とに利益相反が存在し、社債保有者の利益を損なうおそれがある場合には、社債保有者会議は、社債受託管理人の変更を決議することができる。

社債受託管理人は、法律、行政法規又は社債保有者会議の決議に違反し、社債保有者 の利益を損なった場合には、賠償責任を負わなければならない。

第10章 会社の財務及び会計

- 第 207 条 会社は、法律、行政法規及び国務院の財政部門の規定により自社の財務及び会計制度を確立しなければならない。
- 第 208 条 会社は、各会計年度終了時に財務会計報告を編成し、かつ、法により会計士事 務所の会計監査を経なければならない。

財務会計報告については、法律、行政法規及び国務院の財政部門の規定により作成しなければならない。

第 209 条 有限責任会社は、会社定款所定の期限に従い財務会計報告を各株主に送付しなければならない。

株式有限会社の財務会計報告については、株主会年度会議開催の 20 日前までに自社 に備え置き、株主の閲覧に供しなければならない。株式を公開発行する株式有限会社は、 その財務会計報告を公告しなければならない。

第210条 会社は、当該年度の税引後利益を分配する際に、利益の100分の10を控除して会社の法定積立金に組み入れなければならない。会社の法定積立金の累計額が会社登録資本の100分の50以上となった場合には、控除をやめることができる。

会社の法定積立金が過年度の欠損を補填するのに足りない場合には、前項の規定により法定積立金を控除する前に、まず当該年度の利益を用いて欠損を補填しなければならない。

会社は、税引後利益の中から法定積立金を控除した後に、株主会の決議を経て、更に 税引後利益の中から任意積立金を控除することができる。

会社が欠損を補填し、及び積立金を控除した後の残余の税引後利益については、有限 責任会社は株主の払込済みの出資比率に従って利益分配し(株主全体が出資比率どおり に利益分配しない旨を約定している場合は除く。)、株式有限会社は株主が保有する株式 比率に従い利益分配する(会社定款に別段の規定がある場合は除く。)。

会社が保有する自社の株式については、利益を分配してはならない。

第 211 条 会社が本法の規定に違反して株主に利益を分配した場合には、株主は、規定に 違反して分配された利益を会社に返還しなければならず、会社に損害をもたらしたとき は、株主並びに責任を負う董事、監事及び高級管理者は、賠償責任を負わなければなら



ない。

- 第 212 条 株主会が利益を分配する旨の決議をした場合には、董事会は、株主会決議がされた日から 6 か月内に分配を行わなければならない。
- 第 213 条 会社が株券の券面額を超えた発行価額で株式を発行して取得したプレミアム、 無額面株式を発行して取得した株金で登録資本に計上しない金額及び国務院の財政部門 が資本積立金に組み入れる旨を規定するその他の項目については、会社の資本積立金に 組み入れなければならない。
- 第 214 条 会社の積立金は、会社の欠損の補填、会社の生産・経営の拡大又は会社の登録 資本への組入れによる増資に用いる。

積立金で会社の欠損を補填する場合には、まず任意積立金及び法定積立金を使用しなければならず、なお補填することができないときに、規定に従い資本積立金を使用することができる。

法定積立金を登録資本へ組み入れて増資する場合には、留保される当該積立金は、資本組入れによる増資の前の会社登録資本の100分の25を下回ってはならない。

第 215 条 会社は、会社の会計監査業務を引き受ける会計士事務所を選任又は解任する場合には、会社定款の規定に従い、株主会、董事会又は監事会が決定する。

会社の株主会、董事会又は監事会は、会計士事務所の解任について表決を行う際に、 会計士事務所による意見の陳述を許可しなければならない。

- 第 216 条 会社は、選任した会計士事務所に真実かつ完全な会計証憑、会計帳簿、財務会 計報告その他の会計資料を提供しなければならず、拒絶、隠匿又は虚偽報告してはなら ない。
- 第217条 会社は、法定の会計帳簿のほか、別途会計帳簿を設けてはならない。 会社の資金については、いかなる個人の名でも口座を開設して預け入れてはならない。
- 第11章 会社の合併、分割、増資及び減資
- 第218条 会社の合併については、吸収合併又は新設合併を採用することができる。

1つの会社が他の会社を吸収するものは吸収合併とし、吸収される会社は解散する。2つ以上の会社が合併して1つの新たな会社を設立するものは新設合併とし、合併各当事者は解散する。

第 219 条 会社とその株式保有が 100 分の 90 以上である会社とが合併する場合には、合併される会社は、株主会決議を経る必要はない。但し、その他の株主に通知しなければならず、その他の株主は、合理的な価額に従いその出資持分又は株式を買い取るよう会社に請求する権利を有する。

会社は、合併について支払う対価がその会社の純資産の 100 分の 10 を超えない場合には、株主会決議を経ないことができる。但し、会社定款に別段の規定がある場合を除く。

会社は、前二項の規定により合併について株主会決議を経ない場合には、董事会決議を経なければならない。

第220条 会社は、合併する場合には、合併各当事者により合併合意を締結し、かつ、貸借 対照表及び財産目録を編成しなければならない。会社は、合併決議をした日から10日内



に債権者に通知し、かつ、30 日内に新聞紙上又は国家企業信用情報公示システムで公告しなければならない。債権者は、通知を受領した日から 30 日内に、又は通知を受領していない場合には公告の日から 45 日内に、債務の弁済又は相応する担保の提供を会社に要求することができる。

- 第 221 条 会社が合併する場合には、合併各当事者の債権及び債務については、合併後に 存続する会社又は新設される会社が承継しなければならない。
- 第222条 会社が分割する場合には、その財産については、相応する分割をする。

会社は、分割する場合には、貸借対照表及び財産目録を編成しなければならない。会社は、分割決議をした日から 10 日内に債権者に通知し、かつ、30 日内に新聞紙上又は国家企業信用情報公示システムで公告しなければならない。

- 第 223 条 会社の分割前の債務については、分割後の会社が連帯責任を負う。但し、会社 が分割前に債権者と債務弁済について達成した書面による合意に別段の約定がある場合 を除く。
- 第 224 条 会社は、登録資本を減少する場合には、貸借対照表及び財産目録を編成しなければならない。

会社は、株主会が登録資本減少決議をした日から 10 日内に債権者に通知し、かつ、30 日内に新聞紙上又は国家企業信用情報公示システムで公告しなければならない。債権者は、通知を受領した日から 30 日内に、又は通知を受領していない場合には公告の日から 45 日内に、債務の弁済又は相応する担保の提供を会社に要求する権利を有する。

会社は、登録資本を減少する場合には、株主の出資又は株式保有の比率に従って出資額又は株式を相応に減少させなければならない(法律に別段の規定がある場合、有限責任会社の株主全体に別段の約定がある場合又は株式有限会社の定款に別段の規定がある場合は除く。)。

第225条 会社は、本法第214条第2項の規定により欠損を補填した後になお欠損がある場合には、登録資本を減少して欠損を補填することができる。登録資本を減少して欠損を補填する場合には、会社は、株主に分配をしてはならず、また株主が出資又は株金を払い込む義務を免除してもならない。

前項の規定により登録資本を減少する場合には、前条第2項の規定は適用しない。但 し、株主会が登録資本減少決議をした日から30日内に新聞紙上又は国家企業信用情報 公示システムで公告しなければならない。

会社は、前二項の規定により登録資本を減少した後、法定積立金及び任意積立金の累計額が会社の登録資本の100分の50に達するまで、利益を分配してはならない。

- 第 226 条 本法の規定に違反して登録資本を減少した場合には、株主は、その受領した資金を返還しなければならず、株主の出資を減免した場合には、原状回復しなければならない。会社に損害をもたらした場合には、株主並びに責任を負う董事、監事及び高級管理者は、賠償責任を負わなければならない。
- 第227条 有限責任会社が登録資本を増加する場合には、株主は、同等の条件下において、 払込済みの出資比率に従い出資を優先的に引き受ける権利を有する。但し、株主全体が 出資比率どおりには出資の優先的引受けをしない旨を約定した場合を除く。

株式有限会社が登録資本を増加するため新株を発行する場合には、株主は、優先引受権を享有しない(会社定款に別段の規定がある場合又は株主会決議により株主が優先引



受権を享有する旨を決定した場合は除く。)。

第 228 条 有限責任会社が登録資本を増加する場合において、株主が新たに増加される資本の出資を引き受けるときは、有限責任会社を設立し出資を払い込むことに関係する本法の規定により執行する。

株式有限会社が登録資本を増加するため新株を発行する場合において、株主が新株を 引き受けるときは、株式有限会社を設立し株金を払い込むことに関係する本法の規定に より執行する。

第12章 会社の解散及び清算

- 第229条 会社は、次の各号に掲げる原因により解散する。
 - (一) 会社定款所定の営業期間が満了し、又は会社定款所定のその他の解散事由が出現 したとき。
 - (二) 株主会が解散を決議したとき。
 - (三) 会社の合併又は分割により解散を必要とするとき。
 - (四) 法により営業許可証を取り消され、閉鎖を命ぜられ、又は取り消されたとき。
 - (五) 人民法院が本法第231条の規定により解散をさせたとき。 会社は、前項所定の解散事由が出現した場合には、10日内に国家企業信用情報公示システムを通じて解散事由を公示しなければならない。
- 第230条 会社は、前条第1項第一号又は第二号の事由があり、かつ、株主にまだ財産を分配していない場合には、会社定款の変更を通じ、又は株主会決議を経て、存続することができる。

前項の規定により会社定款を変更し、又は株主会決議を経る場合には、有限責任会社は3分の2以上の表決権を保有する株主による採択を経なければならず、株式有限会社は株主会会議に出席した株主が保有する表決権の3分の2以上による採択を経なければならない。

- 第 231 条 会社の経営管理に重大な困難が生じ、継続して存続すれば株主の利益に重大な 損害を被らせうる場合において、その他のルートを通じて解決することができないとき は、会社の 100 分の 10 以上の表決権を保有する株主は、会社の解散を人民法院に請求 することができる。
- 第232条 会社は、本法第229条第1項第一号、第二号、第四号又は第五号の規定により解散する場合には、清算しなければならない。董事は、会社清算義務者であり、解散事由が出現した日から15日内に清算グループを構成し、清算を行わなければならない。

清算グループは、董事により構成する。但し、会社定款に別段の規定がある場合又は 株主会が他の者を別途選任する旨を決議した場合を除く。

清算義務者は、遅滞なく清算義務を履行せず、会社又は債権者に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第233条 会社が前条第1項の規定により清算しなければならない場合において、期間を 徒過して清算グループを成立させず清算を行わないとき又は清算グループを成立させた 後に清算しないときは、利害関係人は、関係人員を指定して清算グループを構成し清算 を行わせるよう人民法院に申し立てることができる。人民法院は、当該申立てを受理し、



かつ、遅滞なく清算グループを組織して清算を行わせなければならない。

会社が本法第 229 条第 1 項第四号の規定により解散する場合には、営業許可証を取り消し、閉鎖を命じ、又は取り消す旨の決定をした部門又は会社登記機関は、関係人員を指定して清算グループを構成し清算を行わせるよう人民法院に申し立てることができる。

- 第234条 清算グループは、清算期間において次の各号に掲げる職権を行使する。
 - (一) 会社の財産を整理し、貸借対照表及び財産目録をそれぞれ編成すること。
 - (二) 債権者に通知し、又は公告すること。
 - (三) 清算と関係する、会社の結了していない業務を処理すること。
 - (四) 未払税金及び清算の過程において生ずる税金を完納すること。
 - (五) 債権及び債務を整理すること。
 - (六) 会社が債務を弁済した後の残余財産を分配すること。
 - (七) 会社を代表して民事訴訟活動に参加すること。
- 第235条 清算グループは、成立の日から10日内に債権者に通知し、かつ、60日内に新聞紙上又は国家企業信用情報公示システムで公告しなければならない。債権者は、通知を受領した日から30日内に、又は通知を受領していない場合には公告の日から45日内に、清算グループにその債権を申告しなければならない。

債権者は、債権を申告する場合には、債権の関係事項を説明し、かつ、証明資料を提供しなければならない。清算グループは、債権について登記を行わなければならない。

債権申告期間において、清算グループは、債権者に弁済を行ってはならない。

第236条 清算グループは、会社財産を整理し、貸借対照表及び財産目録を編成した後に、 清算案を作成し、かつ、株主会又は人民法院に報告して確認を受けなければならない。

会社財産から清算費用、従業員の賃金、社会保険料及び法定の補償金をそれぞれ支払い、未払税金を納付し、会社債務を弁済した後の残余財産については、有限責任会社は株主の出資比率に従い分配し、株式有限会社は株主が保有する株式比率に従い分配する。

清算期間において、会社は、存続する。但し、清算と関係がない経営活動を展開してはならない。会社財産は、前項の規定どおりに弁済されないうちに、株主に分配してはならない。

第 237 条 清算グループは、会社財産を整理し、貸借対照表及び財産目録を編成した後において、会社財産が債務を弁済するのに足りないことが分かった場合には、法により人民法院に破産による清算を申し立てなければならない。

人民法院が破産申立てを受理した後に、清算グループは、清算事務を人民法院が指定 した破産管理人に引き継がなければならない。

第 238 条 清算グループの成員は、清算の職責の履行にあたり、忠実義務及び勤勉義務を 負う。

清算グループの成員は、清算の職責の履行を怠り、会社に損害をもたらした場合には、 賠償責任を負わなければならない。故意又は重大な過失により債権者に損害をもたらし た場合には、賠償責任を負わなければならない。

- 第 239 条 会社の清算が結了した後に、清算グループは、清算報告を作成し、株主会又は 人民法院に報告して確認を受け、かつ、会社登記機関に提出し、会社登記抹消を申請し なければならない。
- 第240条 会社は、存続期間において債務が発生せず、又は既に全ての債務を弁済した場



合には、株主全体の誓約を経て、規定に従い簡易な手続を通じて会社登記を抹消することができる。

簡易な手続を通じて会社登記を抹消する場合には、国家企業信用情報公示システムを通じて公告をしなければならず、公告期間は 20 日を下回らないものとする。公告期間が満了した後に、異議がなかった場合には、会社は、20 日内に会社登記機関に会社登記抹消を申請することができる。

会社が簡易な手続を通じて会社登記を抹消した場合において、株主は、本条第1項所 定の内容についての誓約が不実であったときは、登記抹消前の債務について連帯責任を 負わなければならない。

第 241 条 会社が営業許可証を取り消され、閉鎖を命ぜられ、又は取り消された場合において、3 年が経過しても会社登記機関に会社登記抹消を申請しないときは、会社登記機関は、国家企業信用情報公示システムを通じて公告をすることができ、公告期間は 60 日を下回らないものとする。公告期間が満了した後に、異議がなかった場合には、会社登記機関は、会社登記を抹消することができる。

前項の規定により会社登記を抹消した場合には、元の会社の株主及び清算義務者の責任は、影響を受けない。

第 242 条 会社は、法により破産を宣告された場合には、企業破産に関する法律により破産清算を実施する。

第13章 外国会社の分支機構

- 第 243 条 本法において「外国会社」とは、外国の法律により中華人民共和国国外において設立される会社をいう。
- 第 244 条 外国会社は、中華人民共和国国内において分支機構を設立する場合には、中国の主管機関に申請を提出し、かつ、その会社定款、所属する国の会社登記証書等の関係文書を提出して認可を経た後に、会社登記機関に対し法により登記手続をし、営業許可証を受領しなければならない。

外国会社の分支機構の審査認可弁法は、国務院が別途規定する。

第 245 条 外国会社は、中華人民共和国国内において分支機構を設立する場合には、当該 分支機構に責任を負う代表者又は代理人を中華人民共和国国内において指定し、かつ、 当該分支機構が従事する経営活動に相応する資金を当該分支機構に支給しなければなら ない。

外国会社の分支機構の経営資金について、最低限度額を規定する必要がある場合には、 国務院が別途規定する。

第246条 外国会社の分支機構は、その名称中に当該外国会社の国籍及び責任形態を表示しなければならない。

外国会社の分支機構は、当該機構中に当該外国会社の定款を備え置かなければならない。

第 247 条 外国会社が中華人民共和国国内において設立する分支機構は、中国の法人格を 有しない。

外国会社は、その分支機構が中華人民共和国国内において経営活動を行うことについ



て民事責任を負う。

- 第 248 条 認可を経て設立された外国会社の分支機構は、中華人民共和国国内において業務活動に従事する場合には、中国の法律を遵守しなければならず、中国の社会公共利益を損なってはならない。その適法な権益は、中国の法律による保護を受ける。
- 第 249 条 外国会社は、その中華人民共和国国内における分支機構を取り消す場合には、 法により債務を弁済し、会社清算手続に関する本法の規定により清算を行わなければな らない。債務を弁済しないうちは、その分支機構の財産を中華人民共和国国外に移転し てはならない。

第14章 法律責任

- 第 250 条 本法の規定に違反し、登録資本を偽って報告し、虚偽の資料を提出し、又はその他の欺罔手段を講じ重要な事実を隠蔽して会社登記を取得した場合には、会社登記機関が是正を命ずる。登録資本を偽って報告した会社については、虚偽報告登録資本金額の 100 分の 5 以上 100 分の 15 以下の過料を科する。虚偽の資料を提出し、又はその他の欺罔手段を講じて重要な事実を隠蔽した会社については、5 万元以上 200 万元以下の過料を科する。事案が重大である場合には、営業許可証を取り消す。直接に責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対しては、3 万元以上 30 万元以下の過料を科する。
- 第251条 会社が本法第40条の規定どおりに関係情報を公示せず、又は関係情報をありのままに公示しなかった場合には、会社登記機関が是正を命ずるものとし、1万元以上5万元以下の過料を科すことができる。事案が重大である場合には、5万元以上20万元以下の過料を科する。直接に責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対しては、1万元以上10万元以下の過料を科する。
- 第 252 条 会社の発起人又は株主が出資を偽り、又は出資とする貨幣若しくは非貨幣財産を交付せず、若しくは期限どおりに交付しない場合には、会社登記機関が是正を命ずるものとし、5 万元以上 20 万元以下の過料を科すことができる。事案が重大である場合には、虚偽出資又は未出資金額の 100 分の 5 以上 100 分の 15 以下の過料を科する。直接に責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対しては、1 万元以上 10 万元以下の過料を科する。
- 第 253 条 会社の発起人又は株主が会社成立後にその出資を引き出した場合には、会社登記機関が是正を命じ、引き出した出資金額の 100 分の 5 以上 100 分の 15 以下の過料を科する。直接に責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対しては、3 万元以上 30 万元以下の過料を科する。
- 第254条 次の各号に掲げる行為の1つをした場合には、県級以上の人民政府の財政部門が「中華人民共和国会計法」等の法律及び行政法規の規定により処罰する。
 - (一) 法定の会計帳簿以外に会計帳簿を別途設ける行為
 - (二) 虚偽記載が存在し、又は重要な事実を隠蔽した財務会計報告を提供する行為
- 第255条 会社が合併し、分割し、登録資本を減少し、又は清算を行う場合において、本法の規定どおりに債権者に通知又は公告しないときは、会社登記機関が是正を命じ、会社に対し1万元以上10万元以下の過料を科する。
- 第 256 条 会社が清算を行う場合において、財産を隠匿し、貸借対照表若しくは財産目録



について虚偽記載をし、又は債務を弁済しないうちに会社財産を分配したときは、会社 登記機関が是正を命じ、会社に対しては、隠匿した財産又は債務弁済前に分配した会社 財産の金額の 100 分の 5 以上 100 分の 10 以下の過料を科し、直接に責任を負う主管者 及びその他の直接責任者に対しては、1 万元以上 10 万元以下の過料を科する。

第 257 条 資産評価、出資検査又は検証を引き受ける機構が虚偽の資料を提供した場合又は重大な遺漏がある報告を提供した場合には、関係部門が「中華人民共和国資産評価法」、「中華人民共和国登録会計士法」等の法律及び行政法規の規定により処罰する。

資産評価、出資検査又は検証を引き受ける機構は、自己が発行した評価結果、出資検査証明又は検証証明が不実であることにより会社債権者に損害をもたらした場合には、自己に故意及び過失がない旨を証明することができる場合を除き、その評価又は証明が不実である金額の範囲内において賠償責任を負う。

- 第 258 条 会社登記機関が法律又は行政法規の規定に違反して職責を履行せず、又は職責 の履行が不当である場合には、責任を負う指導者及び直接責任者に対し、法により政務 処分をする。
- 第 259 条 法どおりに有限責任会社若しくは株式有限会社として登記していないのに有限 責任会社若しくは株式有限会社の名を冒用した場合、又は法どおりに有限責任会社若し くは株式有限会社の支店として登記していないのに有限責任会社若しくは株式有限会社 の支店の名を冒用した場合には、会社登記機関が是正を命じ、又はこれを取り締まるも のとし、10 万元以下の過料を併科することができる。
- 第260条 会社が成立した後に、正当な理由なくして6か月を超えて開業しない場合、又は開業後自ら営業を停止し6か月以上継続した場合には、会社登記機関は、営業許可証を取り消すことができる。但し、会社が法により休業手続をしている場合を除く。

会社の登記事項に変更が生じた場合において、本法の規定どおりに関係する変更登記 手続をしないときは、会社登記機関が期間を限り登記するよう命ずる。期間を徒過して 登記しない場合には、1万元以上10万元以下の過料を科する。

- 第 261 条 外国会社が本法の規定に違反し、中華人民共和国国内において無断で分支機構を設立した場合には、会社登記機関が是正又は閉鎖を命ずるものとし、5 万元以上 20 万元以下の過料を併科することができる。
- 第 262 条 会社の名を利用して国の安全又は社会公共利益に危害を及ぼす重大な違法行為 に従事した場合には、営業許可証を取り消す。
- 第 263 条 会社は、本法の規定に違反して、民事賠償責任を負い、及び過料又は罰金を納付すべき場合において、その財産が支払いに足りないときは、まず民事賠償責任を負う。
- 第264条 本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第 15 章 附則

- 第 265 条 本法において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に規定するところによる。
 - (一) 「高級管理者」とは、会社の経理、副経理及び財務責任者、上場会社の董事会秘書 並びに会社定款所定のその他の人員をいう。
 - (二) 「支配株主」とは、その出資額が有限責任会社の資本総額の100分の50超を占め、





又はその保有する株式が株式有限会社の株式資本総額の 100 分の 50 超を占める 株主及び出資額又は保有株式の比率は 100 分の 50 を下回るが、その出資額又は保 有する株式により享有する表決権が既に株主会の決議に重大な影響を生ずるのに 足りる株主をいう。

- (三) 「実質支配者」とは、投資関係、合意又はその他の手配を通じて、会社の行為を実際に支配することができる者をいう。
- (四) 「関連関係」とは、会社の支配株主、実質支配者、董事、監事又は高級管理者とそれらの者が直接又は間接に支配する企業との間の関係及び会社の利益移転をもたらすおそれがあるその他の関係をいう。但し、国が持分を支配する企業間においては、国による持分支配を同様に受けることのみによっては関連関係を有しない。

第266条 本法は、2024年7月1日から施行する。

本法の施行前に登記設立済みの会社で、出資期限が本法所定の期限を超えているものについては、法律、行政法規又は国務院に別段の規定がある場合を除き、本法所定の期限以内へと徐々に調整していかなければならない。出資期限又は出資額が明らかに異常であるものについて、会社登記機関は、遅滞なく調整するよう法により要求することができる。具体的な実施弁法については、国務院が規定する。

(法令原文名称:中华人民共和国公司法)